# 第3回 学校法人寄附行為の 調査研究報告書

一 法令の改正に合わせ現状に即したものにするために 一

調査期間 2020 年 10 月~2021 年 9 月

## 「寄附行為調査研究報告書」の利用に当たって

#### 1 調査目的

寄附行為は、学校法人の根本規則であり、その規定について調査することで、学校 法人の役員・評議員の選任、理事会・評議員会の開催、予算、決算等、法人運営の動 向を分析し、今後の運営に役立てることを目的とする。

#### 2 調査対象

全国の大学法人・短大法人、高校法人を対象に調査した。

調査数は、ホームページに掲載のある大学法人 550 法人、短大法人 93 法人。高校 法人については、寄附行為提供の依頼状を737法人へ送付、188法人からのご提供を 受けた。

#### 3 調査期日

2020年10月1日~2021年9月20日

(注) 本調査は、令和3年6月25日「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱 い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について(通知)」(3 高私行第 3 号)によ る寄附行為作成例改正前の調査となります。

#### 4 調査・集計方法

調査項目を 50 設定し、私立学校法の条文又は「学校法人寄附行為作成例」と比較 して、規定の有無、表記の方法、学校独自の規定など、できるだけ詳細に調査を行っ た。

集計に当たっては、法人規模別に参照できるよう、①大学・短大法人と②高校法人 の2つに分類した。複数回答可とした項目は各々1とカウントしている。

#### (凡例)

- ○「作成例」:「学校法人寄附行為作成例」(令和元年9月17日大学設置・学校法人審議会(学校法人分科会)決定)
- 大:大学法人 - 大・短(調査数 643 法人)
- 短:短大法人
- 高:高校法人 高 (調査数 188 法人)

## ■目次■

## 「寄附行為調査研究報告書」の利用に当たって

調査 1	<b>名称</b> ······	1
調査 2	事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
調査 3	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
調査 4	<b>設置する学校</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	1 大学法人の設置校の種類	
	2 短大法人の設置校の種類	
	3 高校法人の設置校の種類	
	4 高校の課程(全日制・定時制・通信制)の有無	
調査 5	収益事業(附随事業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1 収益事業に関する規定の有無	
	2 附随(附帯)事業・その他施設の有無	
調査 6	役員の定数、理事長・常務理事・副理事長の選任方法・解任方法・・・	)
	1 理事の定数表記方法・定数	
	2 監事の定数表記方法・定数	
	3 常勤監事の規定の有無と人数	
	4 理事長の選任・解任方法	
	5 常務(専務・常任含む)理事の選任・解任方法	
	6 副理事長の設置	
調査 7	<b>理事の選任</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)
	1 1号(学校長)理事の単数・複数、2・3号理事の定数	
	2 2号(評議員)理事の選任	
	3 3号(学識経験者)理事の選任	
調査 8	<b>監事の選任</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	1 監事の選任方法と(兼職禁止・理事親族除外)規定	
	2 利益相反防止規定の有無	

調査 9	役.	員の任期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	1	役員の任期	
	2	再任制限に関する規定	
	3	任期満了後に関する規定	
	4	役員の年齢制限に関する規定	
調査 10	役	員の補充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
調査 11	役	員の解任及び退任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	1	役員の解任	
	2	役員の退任	
調査 12	理	事長の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
調査 13	常	務(専務・常任)理事又は副理事長の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
調査 14	理	事の代表権の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
調査 15	理	事長職務の代理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
調査 16	監	事の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	1	監事の職務	
	2	監事の請求による理事会・評議員会招集猶予期間/開催期限	
	3	監事による理事の行為の差止め	
調査 17	理	事会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
	1	理事会設置の規定	
	2	理事会業務の規定	
	3	理事会招集者	
	4	理事による招集請求	
	5	理事会招集通知	
	6	理事会招集通知発送期限	
	7	理事会議長の規定	
	8	理事会定足数	
	9	理事会書面表決書・委任状出席の規定の有無	
	10	理事会通常議事	
	11	(理事会)利害関係理事除斥の規定の有無	
	12	理事会開催回数・時期	
	13	常任(常務・常勤)理事会設置規定の有無	

調査 18	業務の決定の委任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70		
調査 19	理事会議事録         1       理事会議事録規定の有無・記載事項         2       理事会議事録署名押印者         3       利益相反取引に関する承認決議	72		
調査 20	評議員会         1 評議員定数の表記方法・定数         2 評議員会招集者         3 評議員による招集請求         4 評議員会招集通知方法         5 評議員会招集通知発送期限         6 評議員会の議長・選任方法         7 評議員会定足数         8 評議員会書面表決書・委任状出席の規定の有無         9 評議員会議長の議決権の規定         10 評議員会)利害関係評議員徐斥の規定の有無         12 評議員会の種類と開催回数・時期	77		
調査 21	評議員会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94		
調査 22	評議員会の諮問事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96		
調査 23	評議員会の意見具申等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98		
調査 24	評議員の選任         1       1号(職員) 評議員の定数・選任対象・選任方法         2       2号(卒業生) 評議員の定数・選任対象・選任方法         3       3号(学識経験者) 評議員の定数・選任対象・選任方法	99		
調査 25	<th colspan="2" figure="" figure<="" gamma="" rix="" th=""  =""><th>116</th></th>	<th>116</th>		116
調査 26	評議員の解任及び退任         1       評議員の解任         2       評議員の退任	118		

調査 27	<b>資産</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
調査 28	資産の区分1241 収益事業用財産の有無32 寄附金品規定の有無
調査 29	基本財産の処分の制限       125         1 基本財産の処分の制限       2 基本財産の一部処分の方法
調査 30	積立金の保管1281 積立金の保管対象積立金の保管方法
調査 31	<b>経費の支弁</b> ・・・・・・・・・132
調査 32	会計・・・・・・・133
調査 33	予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画・・・・・・134         1 予算及び事業計画の承認・変更に必要な議決数         2 法人事業に関する中期的な計画
調査 34	<b>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</b> ・・・・・・・・・139 予算外の新たな義務負担・権利放棄に必要な議決数
調査 35	決算及び実績の報告       140         1 決算の規定の有無       2 監事の意見添付の規定の有無
調査 36	財産目録等の備付け及び閲覧       141         1 作成に関する規定の有無       2 備付け・閲覧に関する規定の有無         3 個人住所の除外に関する規定の有無
調査 37	<b>情報の公表</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・144
調査 38	<b>役員の報酬</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・145
調査 39	<b>資産総額の変更登記</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
調査 40	<b>会計年度</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

調査 41	<b>解散</b> ······150
	1 解散事由
	2 解散に係る認可・認定の規定の有無
調査 42	<b>残余予算の帰属者</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
調査 43	合併 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
調査 44	<b>寄附行為の変更</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1 寄附行為の変更手続の規定と議決数
	2 届出事項の変更の規定と議決数
調査 45	<b>書類および帳簿の備付</b> ・・・・・・・・・・・162
調査 46	公告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・163
調査 47	<b>施行規則</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
調査 48	<b>責任の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 165
調査 49	<b>責任限定契約</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
調査 50	学園 (院) 長・名誉職
	1 学園(院)長設置に関する規定の有無
	2 名誉職

## 調査1 名 称

## ■ 作成例(1条) この法人は、学校法人○○学園と称する。

調査数:大・短643/高188

No.	法人の名称	大・短	高	合計
1	○○学園(学苑)	390	151	541
2	設置校=法人名	156	9	165
3	○○学院	78	21	99
4	○○育英会	1	0	1
5	○○ (学) 館	3	2	5
6	○○社	0	0	0
7	○○学舎	2	0	2
8	○○塾	1	2	3
9	○○奨学会	0	1	1
10	○○教育会	1	1	2
11	その他	11	1	12
	슴 計	643	188	831

## 調査2 事務所の所在地

■ 作成例(2条) この法人は、事務所を○○県○○市○○番地に置く。

調査数:大・短643/高188

	事務所の所在地表記	大・短	高	合計
ア	主たる事務所のみ	633	185	818
1	従たる事務所あり	10	3	13
	合 計	643	188	831

## 調査3 目的

■ 作成例(3条) この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、○○な 人材を育成することを目的とする。

調査数:大・短643/高188

No.	法人の目的	大・短	高	合計
1	学校教育を行う	468	150	618
2	○○な人材を育成(養成)する	361	113	474
3	建学の精神・校則に言及	122	23	145
4	宗教教育を行う	132	53	185
5	学校(教育施設)の設置	93	19	112
6	教育(又は研究)を行う	88	20	108
7	収益事業の併記	3	1	4
8	人格教育・人間教育	17	13	30
9	○○の発展に寄与	27	1	28
10	社会貢献	34	11	45
11	保育(幼児教育)を行う	36	8	44
12	その他	17	3	20
	슴 計	1,398	415	1,813

【No.4 宗教教育の内訳】

調査数:大・短132/高53

宗教の内容	大・短	高	合計
キリスト教	89	43	132
仏教	32	10	42
神社神道、その他	11	0	11
内訳計	132	53	185

## 調査4 設置する学校

■ 作成例(4条) この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1)~(3) 略

(4) ○○高等学校 全日制課程 ○○科

定時制課程 ○○科

通信制課程(広域)○○科

(5)~(9) 略

#### 4-1 大学法人の設置校の種類

調査数:大550

	設置校の校種	大
ア	大学のみ設置	102
1	他の校種を設置	448
	合 計	550

【イ. 他の校種を設置の内訳】※ 同じ校種を複数校設置している場合も1件とカウント

調査数: 大448

No.	他の校種を設置の内訳	大
1	短大を設置	190
2	高校を設置	332
3	中学を設置(中等教育学校含む)	237
4	小学校を設置	82
5	幼稚園を設置	203
6	専門学校を設置	111
7	認定こども園を設置	43
8	その他	7
	合 計	1,205

## 4-2 短大法人の設置校の種類

調査数:短93

	設置校の校種	短
ア	短大のみ設置	11
1	他の校種を設置	82
	合 計	93

#### 【イ. 他の校種を設置の内訳】※ 同じ校種を複数校設置している場合も1件とカウント

調査数:短82

No.	他の校種を設置の内訳	短
1	高校を設置	59
2	中学を設置 (中等教育学校含む)	31
3	小学校を設置	5
4	幼稚園を設置	46
5	専門学校を設置	17
6	認定こども園を設置	14
7	その他	0
	合 計	172

※複数回答

## 4-3 高校法人の設置校の種類

調査数:高188

	設置校の校種	高
ア	高校のみ設置	53
1	他の校種を設置	135
	合 計	188

#### 【イ. 他の学校を設置の内訳】※ 同じ校種を複数校設置している場合も1件とカウント

調査数:高135

No.	他の校種を設置の内訳	高
1	中学を設置(中等教育学校含む)	103
2	小学校を設置	33
3	幼稚園を設置	49
4	専門学校を設置	19
5	認定こども園を設置	9
6	その他	0
	合 計	213

## | 4-4 | 高校の課程(全日制・定時制・通信制)の有無

調査数:大・短391/高188

	表記の有無	大・短	高	合計
ア	高校課程の表記あり	390	175	565
1	高校課程の表記なし	1	13	14
	合 計	391	188	579

#### 5-1 収益事業に関する規定の有無

- 作成例(5条) この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。
  - (1) **書籍**•文房具小売業
  - (2) 各種食料品小売業

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	160	50	210
1	規定なし	483	138	621
	合 計	643	188	831

調査数:大・短160/高50

No.	収益事業の内容	大・短	高	合計
1	自学事業	135	47	182
2	請負・委(受)託・指定管理者	13	1	14
3	「1」「2」混在	10	1	11
4	事業内容の記載なし	2	1	3
	合 計	160	50	210

調査数:大・短160/高50

	収益事業の種類	大・短	高	合計
Α	不動産(貸室・駐車場)業	96	14	110
В	小売業	33	8	41
С	印刷・出版業	24	1	25
D	保険業	9	0	9
Е	製造業	5	0	5
F	教育・学習支援業	24	1	25
G	飲食業	6	0	6
Н	医療	12	0	12
- 1	福祉業	7	0	7
J	保育	3	0	3
K	農業・林業	2	0	2
L	電気・ガス	6	1	7
М	運輸業	0	0	0
N	美容業	1	0	1
0	旅館業	1	0	1
Р	種類について規定なし	2	0	2
Q	その他	21	1	22
	슴 計	252	26	278

## 5-2 附随(附帯)事業・その他施設の有無

#### ■ 作成例(なし)

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	91	21	112
1	規定なし	552	167	719
	合 計	643	188	831

#### 事業内容の例

保育所、一時預かり事業、延長保育事業、地域開放事業、子育て支援事業、医療、福祉、ホスピタル、薬局、研究所、能力開発事業、通信教育、日本語学校、外国語学校、自動車学校、海外教育施設(留学・進学)、インターナショナルスクール、通学(園)バス運行事業、給食事業

## 周査6 役員の定数、理事長・常務理事・副理事長の選任方法・解任方法

## 6-1 理事の定数表記方法・定数

■ 作成例(6条) この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇人

調査数:大・短643/高188

	理事定数表記方法	大・短	高	合計
ア	絶対数	192	103	295
1	相対数	451	85	536
		643	188	831

#### 【ア. 絶対数の内訳】

調査数:大・短192/高103

理事絶対数	大・短	高	合計
5人	13	18	31
6人	11	20	31
7人	36	33	69
8人	19	7	26
9人	35	16	51
10人	14	2	16
11人	16	4	20
12人	9	2	11
13人	9	1	10
14人	2	0	2
15人	9	0	9
16人	5	0	5
17人	3	0	3
18人	4	0	4
21人	1	0	1
22人	2	0	2
25人	1	0	1
31人	1	0	1
36人	1	0	1
42人	1	0	1
内訳計	192	103	295

#### 【イ. 相対数の内訳】※ 少ない方の人数をカウント

調査数:大・短451/高85

理事相対数(最小値)	大・短	高	合計
2人~	1	0	1
5人~	58	25	83
6人~	50	20	70
7人~	67	21	88
8人~	54	7	61
9人~	52	7	59
10人~	44	1	45
11人~	28	0	28
12人~	21	2	23
13人~	26	1	27
14人~	10	0	10
15人~	17	1	18
16人~	8	0	8
17人~	3	0	3
18人~	3	0	3
19人~	3	0	3
20人以上	5	0	5
上限人数のみ記載	1	0	1
内訳計	451	85	536

## 6-2 監事の定数表記方法・定数

#### ■ 作成例(6条)(2)監事 ○○人

調査数:大・短643/高188

	監事定数表記方法	大・短	高	合計
ア	絶対数	451	156	607
1	相対数	192	32	224
	合 計	643	188	831

#### 【ア. 絶対数の内訳】

調査数:大・短451/高156

監事絶対数	大・短	高	合計
2人	402	150	552
3人	41	5	46
4人	7	1	8
5人以上	1	0	1
内訳記	+ 451	156	607

## 【イ. 相対数の内訳】

調査数:大・短192/高32

監事相対数		大・短	高	合計
2人以上		5	4	9
2~3人		160	25	185
2~4人 2~5人		19	3	22
2~5人		3	0	3
3~4人		5	0	5
	内訳計	192	32	224

## | 6-3 | 常勤監事の規定の有無と人数

## ■ 作成例(なし)

調査数:大・短643/高188

	常勤監事規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	33	1	34
1	規定なし	610	187	797
	合 計	643	188	831

調査数:大・短33/高1

No.	常勤監事の人数	大・短	高	合計
1	1名	25	1	26
2	1名又は2名	3	0	3
3	2名	1	0	1
4	人数の記載なし	4	0	4
	合 計	33	1	34

### 6-4 理事長の選任・解任方法

■ 作成例(6条) 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

#### ① 理事長の選任方法

調査数 (規定のある法人): 大・短643/高188

No.	理事長の選任方法	大・短	高	合計
1	理事会で選任	563	179	742
2	理事の互選	45	3	48
3	充て職	11	1	12
4	信者の内からなど、選任対象を限定している	6	1	7
5	評議員会で選任、又は同意を要するもの	3	0	3
6	別規程による	7	0	7
7	その他	8	4	12
	合 計	643	188	831

#### 【No.1 理事会で選任の議決数の内訳】

調査数:大・短563/高179

選任議決数	大・短	高	合計
理事総数の過半数	510	171	681
理事総数の2/3以上	24	3	27
理事総数の3/4以上	2	0	2
出席理事の2/3以上	1	0	1
理事総数の2/3以上が出席した理事会における出席 理事の2/3以上	1	0	1
理事総数の3/4以上が出席した理事会における理事 総数の3/4以上	1	0	1
議決数規定なし	24	5	29
内訳計	563	179	742

#### 【No.3 充て職の内訳】

調査数:大・短11/高1

充て職名	大・短	高	合計
学長、校長、園長	5	0	5
宗教・関連団体の長	6	1	7
内訳計	11	1	12

#### ② 理事長の解任(充て職以外)に関する規定の有無と解任方法

※ ①選任方法のうちNo.3充て職以外対象

調査数:大・短632/高187

	理事長解任規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	557	176	733
1	規定なし	75	11	86
	合 計	632	187	819

調査数:大・短557/高176

No.	理事長の解任方法	大·短	高	合計
1	理事会議決	549	175	721
2	理事会議決+評議員会議決(意見)	2	1	3
3	別規程による	1	0	1
4	評議員総数の2/3以上議決	1	0	1
5	理事総数2/3以上出席した理事会におい て、理事総数2/3以上議決	1	0	1
6	理事総数3/4以上出席した理事会におい て、理事総数3/4以上議決	3	0	3
	合 計	557	176	733

#### 【No.1 理事会議決の議決数の内訳】

調査数:大・短549/高175

解任議決数	大·短	高	合計
理事総数の過半数	484	167	651
理事総数の2/3以上	42	4	46
理事総数の3/4以上	13	1	14
出席理事の2/3以上	1	0	1
理事総数の4/5以上	2	1	3
議決数規定なし	7	2	6
内訳計	549	175	721

#### 6-5 常務(専務・常任含む)理事の選任・解任方法

■ 作成例(6条) 3 理事(理事長を除く。)のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

#### ① 常務(専務・常任含む)理事設置に関する規定の有無と選任方法

調査数:大・短643/高188

	常務理事等設置規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	396	93	489
1	規定なし	247	95	342
	合 計	643	188	831

調査数:大・短396/高93

No.	常務理事等の選任方法	大・短	高	合計
1	理事会選任	271	78	349
2	理事長選任(指名、委嘱含む)	26	3	29
3	理事の互選	5	1	6
4	充て職	10	2	12
5	理事会議決(同意・意見を聞く)→理事長選 任(指名)	17	1	18
6	理事長選任(推薦)→理事会選任	28	5	33
7	別に定める	4	0	4
8	その他	35	3	38
	合 計	396	93	489

#### 【No.1・6 理事会議決の内訳】

調査数:大・短299/高83

理事会議決数	大・短	高	合計
理事総数の過半数	257	75	332
理事総数の2/3以上	8	2	10
理事総数の3/4以上	1	0	1
議決数の規定なし	33	6	39
内訳計	299	83	382

#### 【No.8 その他の内訳】

調査数:大・短35/高3

常務理事等の選任方法(その他)	大・短	高	合計
充て職又は別に定める	1	0	1
充て職又は理事長指名	1	0	1
充て職又は理事会議決	2	1	3
充て職のうち、理事会承認	1	0	1
充て職のうち、理事長指名	1	0	1
委員会の承認+理事長推薦+評議員会議決	1	0	1
役職によって異なる	13	1	14
理事会・評議員会意見+理事長選出	1	0	1
理事会の同意	1	0	1
理事長・学園長が選考+理事会同意+理事長任命	1	0	1
置くことができるなど、具体的な記載なし	7	1	8
理事の互選+会長委嘱	1	0	1
理事長が必要と認める場合、置くことができる	3	0	3
理事長推薦+評議員会意見+理事会議決	1	0	1
内訳計	35	3	38

#### ② 常務(専務・常任含む)理事の解任に関する規定の有無と解任方法

調査数:大・短396/高93

	常務理事等解任規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	309	82	391
1	規定なし	87	11	98
	合 計	396	93	489

調査数:大・短309/高82

No.	常務理事等の解任方法	大・短	高	合計
1	理事会議決	281	79	359
2	理事長が解任	6	1	7
3	理事会の意見を聴いて理事長が解任	8	1	9
4	別に定める	2	0	2
5	役職によって異なる	4	0	4
6	理事長意見+理事会解任	7	1	8
7	理事総数3/4以上出席、理事総数2/3以上議決 +評議員会議決	1	0	1
	合 計	309	82	391

#### 【No.1 理事会議決の内訳】

調査数:大・短281/高79

理事会議決数	大・短	高	合計
理事総数の過半数	253	75	327
理事総数の2/3以上	15	3	18
理事総数の3/4以上	7	0	7
議決数の規定なし	6	1	7
内訳計	281	79	359

## 6-6 副理事長の設置

#### ■ 作成例(なし)

## ① 副理事長設置に関する規定の有無と選任方法

調査数:大・短643/高188

	副理事長設置規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	154	46	200
1	規定なし	489	142	631
	合 計	643	188	831

調査数:大・短154/高46

No.	副理事長の選任方法	大・短	高	合計
1	理事会選任	100	30	130
2	理事長選任(指名、委嘱含む)	20	6	26
3	理事の互選	5	0	5
4	充て職	0	0	0
5	理事会議決(同意・意見を聞く)→理事長選任 (指名)	9	1	10
6	理事長選任(推薦)→理事会選任	11	3	14
7	別に定める	2	0	2
8	理事長推薦→宗教法人の長が任免	0	1	1
9	常務理事から理事長が指名	1	0	1
10	常務理事から選出することができる	1	0	1
11	学長が理事長の場合、副理事長を選出する	1	0	1
12	理事長が必要と認める場合、置くことができる	1	0	1
13	理事会承認	0	1	1
14	置くことができるなど、選任方法の具体的な記載なし	3	4	7
	合 計	154	46	200

#### 【No.1・5・6 理事会議決の内訳】

調査数:大・短120/高34

理事会議決数	大・短	高	合計
理事総数の過半数	86	29	115
理事総数の2/3以上	5	0	5
議決数の規定なし	28	5	33
理事総数3/4以上出席、理事総数3/4以上	1	0	1
内訳計	120	34	154

#### ② 副理事長の解任に関する規定の有無と方法

調査数:大・短154/高46

	副理事長解任規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	105	33	138
1	規定なし	49	13	62
	合 計	154	46	200

調査数:大・短105/高33

No.	副理事長の解任方法	大·短	高	合計
1	理事会議決	92	29	121
2	理事長が解任	4	1	5
3	理事会の意見を聴いて理事長が解任	3	1	4
4	別に定める	1	0	1
5	理事長の意見+理事会議決	3	0	3
6	理事長意見+理事会議決+評議員会へ報告	1	0	1
7	理事会・評議員会議決	1	1	2
8	理事会承認	0	1	1
	合 計	105	33	138

#### 【No.1 理事会議決の内訳】

調査数:大・短92/高29

理事会議決数	大・短	高	合計
理事総数の過半数	78	29	107
理事総数の2/3以上	6	0	6
議決数の規定なし	5	0	5
理事総数3/4以上出席、理事総数3/4以上	3	0	3
内訳計	92	29	121

## 調査 理事の選任

- 作成例(7条) 理事は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 学長(校長)
  - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人
  - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人
  - 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長(校長)又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

#### 7-1 1号理事の単数・複数、2・3号理事の定数

※ 相対数の場合は少ない方の人数をカウント

#### ① 1号(学校長)理事

調査数:大・短643/高188

	1号(学校長)理事の単数・複数の別	大・短	高	合計
ア	学校長全員が理事(1校の場合も含む)	224	86	310
1	複数校のうち1人または一部	416	102	518
ウ	具体的な人数の記載なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

#### ② 2号 (評議員) 理事

調査数:大・短643/高188

2号(評議員)理事の数	大・短	高	合計
1人	87	40	127
2人	220	69	289
3人	159	46	205
4人	90	17	107
5人	34	3	37
6人	13	1	14
7人	18	0	18
8人	7	0	7
9人	9	2	11
10人以上	4	0	4
号数ごとの定数表記なし	0	6	6
上限人数のみ記載	2	4	6
合 計	643	188	831

## ③ 3号(学識経験者)理事

調査数:大・短643/高188

3号(学職経験者)理事の数	大・短	高	合計
1人	33	17	50
2~3人	252	93	345
4~6人	231	61	292
7~9人	85	8	93
10人以上	31	1	32
号数ごとの定数表記なし	9	6	15
上限人数のみ記載	2	2	4
合 計	643	188	831

## 7-2 2号 (評議員) 理事の選任

調査数:大・短643/高188

No.	2号理事の選任方法	大・短	高	合計
1	評議員会で選任	417	133	550
2	評議員による選任(互選含む)	77	18	95
3	理事会推薦者を評議員会で決定(選任)	8	0	8
4	理事会で選任	81	25	106
5	評議員会推薦者を理事会で決定(選任)	15	7	22
6	評議員会の同意を得て(意見を聴いて)理事会で 選任	10	1	11
7	理事長が選任(推薦、指名、委嘱含む)	1	1	2
8	評議員会で選任→理事会承認 (同意)	2	0	2
9	選任方法について規定なし	5	1	6
10	その他	27	2	29
	合 計	643	188	831

#### 【No.10 その他の内訳】

調査数:大・短27/高2

10月1. 妖・八			
その他2号理事の選任方法	大・短	高	合計
「1」または充て職	1	0	1
「1」または同窓会選任	1	0	1
「2」または投票	1	0	1
評議員会推薦	1	0	1
評議員のうちから選任	2	0	2
「1」または「2」	2	0	2
「1」または「4」	2	0	2
「2」または「4」	1	0	1
「3」または「4」	1	0	1
「4」または「5」	1	0	1
「4」または「6」	1	0	1
役員選考委員会選任	1	0	1
理事会・評議員会同意+理事長選任	1	0	1
理事会議決+理事長任命	1	0	1
理事会承認+理事長選任	0	1	1
学園長または学長の推薦+理事会選任	1	0	1
評議員会議決+総長選任	1	0	1
評議員互選+理事会選任	1	1	2
理事の推薦	1	0	1
理事会推薦	1	0	1
理事会推薦または同窓会推薦	1	0	1
理事会選出+評議員会意見+理事長選任	3	0	3
理事選考委員会の選考した候補者を評議員会が選任	1	0	1
合 計	27	2	29

## 7-3 3号(学識経験者)理事の選任

## ① 3号(学識経験者)理事の選任対象

調査数:大・短643/高188

No.	選任対象	大・短	高	合計
1	学識経験者	566	162	728
2	充て職	186	28	214
3	功労者・援助者	101	17	118
4	宗教法人の役員・信者・僧侶	58	20	78
5	(創立者の) 縁者	24	7	31
6	卒業生・同窓会	30	2	32
7	保護者	1	0	1
8	教職員、教授会で選任した者	46	2	48
9	法人・関連団体の関係者	10	5	15
10	法人運営に理解ある者・経験者	10	3	13
11	対象について明記なし	81	26	107
12	別に定める	1	0	1
13	創設者の意思を継承した者	0	1	1
14	縁故のある学識経験者・功労者	0	1	1
15	地域代表として理事会が認めた者	0	1	1
16	役職に就いている教職員	4	0	4
17	総務・財務を担当するもの	1	0	1
18	功労者の親族	1	0	1
	숌 計	1,120	275	1,395

※複数回答

## 【No.2 充て職の内訳】

調査数:大・短186/高28

	则且安	( , 八 , 应	100/ 向20
充て職	大・短	高	合計
理事長・学園長・学院長・総長	84	17	101
事務局長・本部長・室長	83	6	89
学部長・学科長・所長	40	0	40
副学長・副校長	31	1	32
宗教関連団体の長	29	6	35
病院・関連団体の長	13	0	13
創立者	0	2	2
常任理事・常務理事	3	0	3
同窓会会長	2	0	2
学園PTA会長	0	1	1
副学院長	1	0	1
副病院長	1	0	1
市議会議長	1	0	1
宗教法人輪番	0	1	1
内訳計	288	34	322

## ② 3号(学識経験者)理事の選任方法

調査数:大・短643/高188

No.	3号理事の選任方法	大・短	高	合計
1	理事会で選任	540	161	701
2	充て職	159	26	185
3	理事による選任 (互選を含む)	40	16	56
4	評議員会で選任	14	1	15
5	評議員会推薦者を理事会で決定(選任)	1	0	1
6	評議員会の同意をえて(意見を聴いて)理	23	0	23
	事会で選任			
7	宗教法人・同窓会からの推薦(指名)	25	11	36
8	理事長が選任(指名)	4	2	6
9	理事長+理事会	10	13	23
10	別に定める	4	0	4
11	選任方法について規定なし	2	0	2
12	その他	47	13	60
	合 計	869	243	1,112

【No.11 その他の内訳】

調査数:大・短47/高13

その他3号理事の選任方法	大・短	高	合計
1・2号理事・理事長指名+理事の同意+評議員会選任	1	0	1
関連団体推薦(意見)+理事会選任	2	1	3
宗教法人推薦+理事会承認	2	0	2
選任方法なし	2	1	3
学園長または学長の推薦+理事会選任	1	0	1
理事長または学長の推薦+理事会選任	0	1	1
学長推薦	3	0	3
学長推薦+理事会選任	2	0	2
学部長互選	3	0	3
教授会・理事の同意	1	0	1
学内組織(教授会等)推薦+理事会選任	0	2	2
功労者の互選	1	0	1
宗教代表役員推薦+理事会選任	3	0	3
宗教法人資金提供者の推薦+理事会選任	1	0	1
宗教法人推薦+理事会選任	1	3	4
宗教法人選任	2	0	2
協議によって定める	0	1	1
職員互選	1	0	1
全国知事会推薦	1	0	1
総長が推薦	1	0	1
本部長職が任命	0	1	1

(つづき)その他3号理事の選任方法	大・短	高	合計
同窓会推薦+理事会承認	1	0	1
同窓会推薦+理事会選任	1	2	3
評議員意見+評議員理事の過半数議決	1	0	1
評議員会同意+総長(理事長)選任	1	0	1
本法人の創立者およびその後継人、あるいはその代表 と認められる者	1	0	1
役員選考委員会により選任	1	0	1
理事の推薦	1	0	1
理事の推薦+理事会過半数議決	1	1	2
医学部付属病院長の互選	1	0	1
理事の同意+評議員会の意見	1	0	1
理事会推薦	1	0	1
理事会推薦+評議員会承認	1	0	1
理事会推薦+評議員会選任	1	0	1
理事会推薦+評議員総数の過半数議決	1	0	1
理事会選出+評議員会意見+理事長選任	1	0	1
理事会選出+評議員会選任	1	0	1
理事会選定+評議員会同意+理事会選任	1	0	1
理事選考委員会選考+評議員会選任	1	0	1
理事長、副理事長、専務理事、常務理事の合議により 推薦+理事会選任	1	0	1
理事長推薦+評議員の意見+理事会議決	1	0	1
理事長推薦+評議員会同意+理事長選任	1	0	1
理事長推薦+理事会・評議員会承認	1	0	1
姉妹法人からの派遣	0	1	1
内訳計	50	14	64

#### 8-1 監事の選任方法と(兼職禁止・理事親族除外)規定

■ 作成例(8条) 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。 以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者で あって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、 理事長が選任する。

## ① 選任方法

調査数:大・短643/高188

No.	監事の選任方法	大・短	高	合計
1	理事会選出の候補者のうちから評議員会の同意を得て、 理事長が選任	567	178	745
2	評議員会の同意を得て、理事長が選任(法定)	54	7	61
3	理事会で推薦した者のうちから評議員会の同意を得て、 理事長が選任	1	0	1
4	評議員会及び理事会の同意(選任)を得て理事長が選任	6	1	7
5	別規定による	2	0	2
6	その他	13	2	15
	合 計	643	188	831

#### 【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短13/高2

その他選任方法	大・短	高	合計
役員選考委員会において選出した候補者のうちか ら、評議員会の同意を得て、理事長が選任	1	0	1
「1」と宗教役員会推薦+「2」	1	0	1
理事長推薦→評議員会同意→理事長選任	1	0	1
「1」+あらかじめ評議員から候補者を募る	1	0	1
評議員会候補者選出+理事長が選任	1	0	1
「1」+宗教「4」法人がそれぞれ1人推薦	1	0	1
「1」+関係学校法人意見	0	1	1
本学園PTA会員のうちから+「1」	0	1	1
理事会の議を経て、評議員会の同意を得て理事長が 選任	1	0	1
評議員会の同意を得て理事長が選任し、会長が任命	1	0	1
評議員会において選出し、理事長が任命	1	0	1
監事候補者選考委員会において推薦された候補者の うちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任	1	0	1
評議員会の同意+理事会の議決+理事長選任	1	0	1
「1」+福音主義キリスト者でなければならない	1	0	1
理事定数の過半数の同意	1	0	1
	13	2	15

## ② 兼職禁止規定

調査数:大・短643/高188

	兼職禁止規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	639	186	825
1	規定なし	4	2	6
	合 計	643	188	831

#### 調査数:大・短639/高186

No.	兼職禁止対象者	大・短	高	合計
1	理事・(教)職員・評議員以外(法定)	638	186	824
2	理事・(教)職員以外	1	0	1
	合 計	639	186	825

## ③ 役員親族除外規定の有無

調査数:大・短643/高188

	役員親族除外規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	626	171	797
1	規定なし	17	17	34
	合 計	643	188	831

#### 調査数:大・短626/高171

No.	除外対象者	大・短	高	合計
1	配偶者・三親等以内の親族(法定)	612	89	701
2	(相互に) 親族その他特殊の関係がある者	7	42	49
3	上記「1」と「2」どちらも規定	6	40	46
4	「1」+役員と同族関係がある者	1	0	1
	合 計	626	171	797

## 8-2 利益相反防止規定の有無

■ 作成例(8条) 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を 適切に防止することができる者を選任するものとする。

調査数:大・短643/高188

	利益相反規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	619	181	800
1	規定なし	24	7	31
	合 計	643	188	831

調査数:大・短619/高181

No.	規定内容	大・短	高	合計
1	作成例と同じ	618	181	799
2	監事の選任に当っては、監事の独立性を確保し、適正な監査をすることができる者を 選任するものとする	1	0	1
	合 計	619	181	800

## 9-1 役員の任期

■ 作成例(9条) 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。) の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

調査数:大・短643/高188

No.	役員の任期	大・短	高	合計
1	4年	299	107	406
2	3年	202	43	245
3	2年	100	31	131
4	5年	16	7	23
5	1年	1	0	1
6	6年	0	0	0
7	任期が異なる	25	0	25
	合 計	643	188	831

【No.7 任期が異なるの内訳】

調査数:大・短25/高0

異なる任期	大・短	高	合計
理事:2年/監事:3年	3	0	3
理事:2年/監事:4年	2	0	2
理事:3年/監事:2年	3	0	3
理事:4年/監事:2年	4	0	4
理事:4年/監事:3年	2	0	2
理事:職務を退いたときまたは推薦者が退いたとき /監事:3年	1	0	1
2号理事:2年/その他理事:4年/監事:3年	1	0	1
1号・2号理事:職務を退いたとき /3号理事・監事:4年	1	0	1
2年、3号理事のみ4年	1	0	1
3年、常務理事のみ2年	1	0	1
3年、学園長である常務理事についてのみ4年	1	0	1
3年、学園長の場合5年、学長の場合3~5年	1	0	1
4年、3号理事のみ2年	1	0	1
4年、理事長のみ2年	1	0	1
4年、2号理事のみ3年	1	0	1
選任者が退いたとき、理事長のみ4年	1	0	1
内訳計	25	0	25

# 9-2 再任制限に関する規定

## ■ 作成例(9条) 2 役員は、再任されることができる。

調査数:大・短643/高188

	再任制限に関する規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	22	2	24
1	規定なし	621	186	807
	合 計	643	188	831

調査数:大・短22/高2

No.	再任回数	大・短	高	合計
1	再任1回限り	4	0	4
2	再任2回まで	3	2	5
3	再任3回まで	3	0	3
4	理事のみ	0	0	0
5	別に定める	1	0	1
6	その他	11	0	11
	合 計	22	2	24

#### 【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短11/高2

その他再任回数	大・短	高	合計
4回、ただし院長・学校長・事務局長たる理事は、 各選任規程に定める	1	0	1
理事長・常務理事は、理事会において別に定める	1	0	1
監事のみ2回	1	0	1
常務理事のみ2回	1	0	1
役員の重任は、理事長及び学園長でない常務理事については2回、学園長である常務理事については1回、その他の者については3回に限る。前項の規定にかかわらず、理事長及び学園長である常務理事については、特段の事由を有する場合は、理事総数の3/4以上出席した理事会において、理事総数の3/4以上の議決により、更に1回に限り重任することができる	1	0	1
理事・常任理事は、連続して2回、特に必要と認め られるときは3回まで	1	0	1
理事長・監事は、3回	1	0	1
理事長のみ2回	3	0	3
連続して3期までとする	1	0	1
内訳計	11	0	11

## 9-3 任期満了後に関する規定

■ 作成例 (9条) 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、 その職務 (理事長 (又は常務理事)にあっては、その職務を含む。)を行う。

調査数:大・短643/高188

	任期満了後の規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	639	188	827
1	規定なし	4	0	4
	合 計	643	188	831

調査数:大・短639/高188

No.	規定の内容	大・短	高	合計
1	後任の役員が選出されるまでは、なお、その 職務を行う	637	188	825
2	理事のみ、後任の役員が選出されるまでは、 その職務を行う	1	0	1
3	一部の理事のみ、後任の役員が選出されるま では、その職務を行う	1	0	1
	合 計	639	188	827

## 9-4 役員の年齢制限に関する規定

#### ■ 作成例(なし)

## ① 役員の年齢制限に関する規定の有無

調査数:大・短643/高188

	役員の年齢制限規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	14	3	17
1	規定なし	629	185	814
	合 計	643	188	831

## ② 理事の年齢制限

調査数:大・短14/高3

No.	理事の年齢制限	大・短	高	合計
1	就任(再任含む)時 80歳未満	2	1	3
2	<i>"</i> 85歳未満	0	1	1
3	任期満了時満80歳以下の者	1	0	1
4	3号理事に限り、就任の日において80歳未満	1	0	1
5	1.2号理事満72歳、3号理事満72歳の属する年度末	1	0	1
6	満75歳に達した年度末	1	1	2
7	定年は75歳 役員が任期の途中において、前項の満年齢を 迎えた場合、定年に達した日の属する年度の 翌年度5月31日に退任することとする	1	0	1
8	別に定める	7	0	7
	合 計	14	3	17

## ③ 監事の年齢制限

調査数:大・短14/高3

No.	監事の年齢制限	大・短	高	合計
1	就任(再任含む)時 80歳未満	2	1	3
2	" 85歳未満	0	1	1
3	任期満了時満80歳以下の者	1	0	1
4	監事については規定なし	2	0	2
5	満75歳に達した年度末	1	1	2
6	常勤監事は75歳 役員が任期の途中において、前項の満年齢を 迎えた場合、定年に達した日の属する年度の 翌年度5月31日に退任することとする	1	0	1
7	別に定める	7	0	7
	合 計	14	3	17

# 調査10 役員の補充

■ 作成例(10条) 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	608	184	792
1	規定なし	35	4	39
	合 計	643	188	831

調査数:大・短608/高184

No.	役員補充の規定内容	大・短	高	合計
1	1/5超欠員、1月以内補充(法定)	586	182	768
2	その他	22	2	24
	合 計	608	184	792

## 【No.2 その他の内訳】

調査数:大・短22/高2

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
その他の役員補充	大・短	高・他	合計
1/5超欠員、30日以内補充	2	0	2
役員に欠員が生じたとき、1月以内補充	1	0	1
役員に欠員が生じたとき、直ち(速やか)に補充	2	0	2
役員が欠けたとき3月以内補充、ただし定数の1/5 超欠員は1月以内補充	1	0	1
(最少) 定数が欠けたとき、1月以内補充	4	1	5
私立学校法第40条に定めるほか、理事の下限定数 に欠員が生じたとき4月以内	1	0	1
定数が欠けたとき、速やかに(遅延なく)補充	2	0	2
理事に欠員が生じたとき、速やかに補充 監事に欠員が生じたとき、1月以内補充	1	0	1
理事1/5超欠員、1月以内補充 監事の欠員は、1月以内補充	1	0	1
理事1/5超欠員、1月以内補充 監事が1人となったとき、1月以内補充	1	0	1
理事2人以上欠員、1月以内補充 監事1人以上欠員、1月以内補充	1	0	1
理事1/5超欠員、1月以内補充 監事1/3超欠員、1月以内補充	2	0	2
理事4人以下、1月以内補充 監事1人以下、1月以内補充	0	1	1
理事の最少定数が欠けたとき、1月以内補充	2	0	2
理事が解任され、この寄附行為に定める理事の定数を欠くことになる場合には、その解任と同時に後任者を選任しなければならない	1	0	1
内訳計	22	2	24

# 調査11 役員の解任及び退任

#### 11-1 役員の解任

- 作成例(11条) 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上 出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議 決により、これを解任することができる。
  - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

#### ① 解任方法

調査数:大・短643/高188

	解任方法	大・短	高	合計
ア	理事会議決+評議員会議決(同意含)	584	180	764
1	理事会議決のみ	52	8	60
ウ	その他	7	0	7
	合 計	643	188	831

#### 【アイ 理事会議決の内訳】

調査数:大・短636/高188

No.	理事会議決数	大・短	高	合計
1	理事総数の2/3以上	78	10	88
2	出席理事の3/4以上	2	1	3
3	理事総数の3/4以上	534	176	710
4	出席理事の過半数	3	0	3
5	理事総数の過半数	11	1	12
6	議決数について表記なし	6	0	6
7	出席理事の2/3以上	2	0	2
	슴 計	636	188	824

## 【アイ 理事会出席数の内訳】

調査数:大・短636/高188

	理事会出席数	大・短	高	合計
Α	理事総数の3/4以上	548	177	725
В	理事総数の2/3以上	26	6	32
С	理事総数の過半数	8	0	8
D	理事総数の4/5以上	1	4	5
E	出席数(定足数)について表記なし	53	1	54
	合 計	636	188	824

#### 【ウ その他の内訳】

調査数:大・短7/高0

その他解任方法	大・短	高	合計
評議員総数2/3以上の同意ある議決又は、理事長が	1	0	1
指名した理事は理事長が解任できる	1	0	1
理事総数3/4以上出席+理事総数3/4以上議決+評			
議員議決、又は監事の場合は評議員総数2/3以上出	1	0	1
席+評議員総数2/3以上議決でも解任できる			
評議員会議決+総長(理事長)解任	1	0	1
理事総数3/4以上の同意+評議員会の意見+理事長	1	0	1
が解任	1	0	1
理事総数2/3以上出席+2/3以上議決、ただし評議	1	0	1
員理事については評議員議決が必要	1	0	1
別に定める	2	0	2
内訳計	7	0	7

# ② 解任事由

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

No.	解任事由	大・短	高	合計
1	職務義務違反	19	1	20
2	法令・寄附行為に違反	20	1	21
3	心身の故障	19	1	20
4	非行	5	0	5
5	1~4すべての規定のあるもの	617	188	805
6	解任事由の規定なし	0	0	0
7	その他	13	1	14
	숌 計	693	192	885

【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短13/高1

··			
その他解任事由	大・短	高	合計
この法人(又は設置学校)の名誉を毀損、又は社	5	0	_
会的信用を失墜させたとき	3	U	5
この法人に多大な損害を与えたとき	1	0	1
この法人の名誉を著しく傷つけたとき	1	0	1
この法人に著しく損害を与えたとき	1	0	1
学園建学の精神に反し、その伝統を傷つけ、名誉	1	0	1
を汚す行為のあったとき	1	0	1
この法人に不利とみなされる者	1	0	1
役員としての対面を汚す行為のあったとき	1	0	1
理事としての職務に対して不信任を呈されたとき	1	0	1
評議員会が不適任と認めたとき	0	1	1
死亡	1	0	1
やむを得ない理由があるとき	1	0	1
施行規則に定める	1	0	1
理事が理事会に正当な理由なく3回続けて欠席し	1	0	1
たとき	1	0	1
私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる	1	0	1
事由に該当するに至ったとき	1	0	1
同僚又は教職員、学生、父兄、卒業生を煽動し、			
学園の秩序を乱す行為のあったとき	1	0	1
学園又は理事会の秘密を漏らし、学園に不利益な	1	0	1
言動をなしたとき	1	0	1
監督官庁より処分を受けたとき	1	0	1
内訳計	20	1	21

## 11-2 役員の退任

- 作成例(11条) 2 役員は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
    - (2) 辞任
    - (3) 死亡
    - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに 至ったとき

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	639	188	827
1	規定なし	4	0	4
	合 計	643	188	831

調査数:大・短639/高188

No.	退任事由	大・短	高	合計
1	任期の満了	637	188	825
2	辞任	637	188	825
3	死亡	624	185	809
4	私立学校法38条8項1・2号の事由に該当	623	179	802
5	心身の故障	3	2	5
6	学校教育法9条各号に掲げる事由に該当	12	5	17
7	地位(資格)喪失時	15	2	17
8	自己都合	0	0	0
9	その他	11	1	12
	合 計	2,562	750	3,312

【No.9 その他の内訳】

調査数:大・短11/高1

その他退任事由	大・短	高	合計
定年	4	0	4
理事を解任されたとき	1	0	1
当該理事を推薦した大学総長が地位を退いたとき	1	0	1
私立学校法第38条第8項各号に掲げる事由に該当	2	0	2
するに至ったとき	2	0	2
成年被後見人または被保佐人となりたる場合	1	0	1
その職を退いた時、または法人を退職したとき	1	0	1
成年被後見人、被保佐人又は禁錮以上の刑に処せ	0	1	1
られた者に該当するに至ったとき	0	1	1
別に定める	1	0	1
内訳計	11	1	12

# 調査12 理事長の職務

■ 作成例(12条) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	640	188	828
1	規定なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

調査数:大・短640/高188

No.	理事長の職務	大・短	高	合計
1	法人を代表し、その業務を総理する(法定)	600	174	774
2	法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い この法人内部の事務を統括し業務について代 表する	20	9	29
3	その他	20	5	25
	合 計	640	188	828

## 【No.3 その他の内訳】

調査数:大・短20/高5

その他理事長の職務	大・短	高	合計
$\lceil 1 \rfloor + \lceil 2 \rfloor$	1	0	1
「1」+その他本寄附行為及び細則に定める職務を行う	1	0	1
この寄附行為並びに理事会及び評議員会の決議に基づ			
き、本法人の一切の業務を統括し、且つ業務全般につき本	1	0	1
法人を代表する			
この法人の一切の業務を統括し、この法人を代表する	1	0	1
この法人の業務を総括しかつこの法人を代表する	1	0	1
この法人の唯一の代表者かつ最高の経営責任者	1	0	1
この法人を総理し、法人を代表するとともに、理事会の議	1	0	1
に基づく業務執行の責任を負う	1	0	1
この法人を代表し、その業務 (一切) を総括 (総理) する	4	2	6
この法人を代表し、その業務を総理する。理事会にこの法	1	0	1
人の業務に関する報告をすることを要する	1	0	1
この法人を代表し、建学の精神に基づきその業務を総理			
し、この法人の規定により業務を執行する。法人経営につ	1	0	1
いて、理事会に責任を負う			
この法人を代表し、法令およびこの寄附行為に規定する	1	0	1
職務を行い、その他この法人内部の業務を総理する	1	0	1
この法人を代表し、法令及び寄附行為に規定する職務を			
行い、事務、教学及び調査研究等この法人の総ての業務を	1	0	1
掌理する			
寄附行為ならびに理事会および評議員会の決定に基づ	1	0	1
き、この法人の一切の業務を総理し、この法人を代表する	1	U	1
法令及びこの寄付行為に定める職務を行い、本法人の業	1	2	3
務を総理し、本法人を代表する	1	۷	3
法令並びにこの法人の建学の精神及び主旨により寄附行			
為に規程する職務を執り行うとともに、この法人内部の	1	0	1
業務を総理し、この法人の業務について、この法人を代表	1	0	1
する			
本法人の事務を統轄し、本法人の業務について、本法人を	1	0	1
代表する	1	0	1
本法人を代表し、その業務を総理し、定められた法人業務	1	0	1
を執行する	1	0	1
理事長は、法令及び本各各号に規定される事項のほか、こ			
の寄附行為に規定する職務を行い、この法人を代表し、そ			
の業務を総理する。理事長は、毎会計年度終了後2月以内			
に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を	0	1	1
求めなければならない。理事長は、この法人の決算終了後			
直ちに関係書類一式を監事に提出し、意見を求めなけれ			
ばならない			
内訳計	20	5	25

# 調査13 常務(専務・常任)理事又は副理事長の職務

■ 作成例(13条) 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	424	107	531
1	規定なし	219	81	300
	合 計	643	188	831

調査数:大・短424/高107

No.	常務等理事の職務	大・短	高	合計
1	理事長・学園長補佐	404	104	508
2	(法人の) 業務分掌	287	78	365
3	(法人の) 事務 (業務) を統括 (掌理)	48	5	53
4	(法人の) 業務(事務)を行う(処理する)	57	5	62
5	理事長以外(副理事長など)の補佐	54	8	62
6	法人(一部を含む)を代表	31	10	41
7	事前に審議する	1	0	1
8	その他	61	11	72
	合 計	943	221	1,164

【No.8 その他の内訳】

調査数:大・短61/高11

その他職務	大・短	高	合計
一部規定なし	1	0	1
この法人の経営方針及び人事等の重要事項並	1	0	1
びに対外的活動を担当	1	U	1
理事長と共に理事会に責任を負う	1	0	1
各理事との調整	1	0	1
業務の運営にあたる	1	0	1
建学の精神の推進に関すること	1	0	1
収益事業の業務を分掌	1	0	1
常任理事会の構成員となり、その意思決定に参画することを職務とする	1	0	1
常務(業務)を分担して執行する	4	0	4
職員の事務を監督	1	0	1
職務を忠実に行う	1	0	1
担当業務を執行	1	1	2
法人の業務について助言	3	0	3
法人の業務を監督	1	0	1
法人の業務を補佐	1	0	1
法人の業務を遂行	0	1	1
法人の業務を総理	0	1	1
法人の業務をつかさどる	0	1	1
学園事務局を統括	0	1	1
理事長が定めるまたは、理事長の指示(付託・ 命・委任)により職務が決まる	20	4	24
理事会委任の業務	0	1	1
(常務) 理事会(決議)で、職務が決まる	12	0	12
理事会決議(意見)+理事長	5	0	5
理事長(職務)代行 理事長が欠けたとき/事故あるとき/理事長 の委任(命)を受けたとき	6	0	6
理事長が制限を加えない範囲で、理事長の代理 人としてこの法人の業務を総理。この法人の一 部の業務を執行	0	1	1
別に定める	3	1	4
内訳計	66	12	78

# 調査14 理事の代表権の制限

■ 作成例(14条) 理事長(及び常務理事)以外の理事は、この法人の業務について、この 法人を代表しない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	635	187	822
1	規定なし	8	1	9
	合 計	643	188	831

調査数:大・短635/高187

No.	代表権	大・短	高	合計
1	理事長のみ	561	155	716
2	理事長+常務(専務・常任・理事長代理)理事 又は副理事長に付与	59	24	83
3	理事長+(学長、校長)に付与	2	0	2
4	理事長+収益事業理事(担当理事含む)に付与	1	0	1
5	その他	12	8	20
	合 計	635	187	822

## 【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短12/高8

その他代表権	大・短	高	合計
理事長+1号理事	0	1	1
理事長+学長+常勤理事	1	0	1
理事長+常務理事+担当理事	1	0	1
理事長+あらかじめ理事会で指名した理事	1	0	1
理事長+理事会議決で指名された理事 (理事会の議決により代表権の範囲を制限する ことができる)	0	1	1
理事長+理事互選	0	1	1
理事長+代表権を付与された理事	0	1	1
理事長+学園(院)長	3	1	4
理事長+理事会選任で代表権を有することがで きる理事1名	1	0	1
理事長、ただし、理事長が必要と認めたときは、 理事会の議を経て、法人の全ての業務について、 理事長以外の特定の理事にこの法人の代表権を 付与することができるものとする	1	0	1
理事長、ただし、訴訟業務(調停事案を含む)に 限り、理事会の議決を経て理事のうち1名を、本 法人の代表とすることができる	1	0	1
理事長、ただし、理事会の過半数の議により、副 理事長、専務理事、副理事長、専務理事、理事の 地位にある学園長に、この法人を代表させること ができる	1	0	1
理事長、ただし理事会の決議により業務を限定して他の理事に代表させることができる	1	0	1
理事長、ただし法人と理事長との利益が相反する 事項については、副理事長が代表する	0	1	1
理事長、ただし理事長が利益相反に該当する取引 においては、当該取引に限り、理事会において指 名した理事に代表権を付与することができる	0	1	1
理事長、ただし必要に応じて、職務代理者がこの 法人を代表する	0	1	1
理事は、この法人の業務について、この法人を代 表しない	1	0	1
内訳計	12	8	20

# 調査15 理事長職務の代理等

■ 作成例(15条) 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事 会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を 行う。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	641	188	829
1	規定なし	2	0	2
	合 計	643	188	831

調査数:大・短641/高188

No.	代理者・代行者の決め方	大・短	高	合計
1	あらかじめ理事会で順位を定める	365	137	502
2	あらかじめ理事会で指名された理事	53	9	62
3	理事長が指名	19	1	20
4	あらかじめ理事長が定めた順位	30	4	34
5	副理事長(学園長)が代行	17	5	22
6	常務(専務・常任)理事が代行	22	4	26
7	理事会で選任	1	0	1
8	理事の互選	7	0	7
9	指名方法について規定なし	1	0	1
10	優先順位を規定	88	18	106
11	事故があるときと欠けたときで異なる	4	0	4
12	その他	34	10	44
	合 計	641	188	829

## 【No.10 優先順位を規定の内訳】

調査数:大・短88/高18

第一優先	優先順位(2番目以下)	大・短	高	合計
あらかじめ理事		<u> </u>	IEJ	нп
長が定めた順位	あらかじめ理事会で指名された理事	1	0	1
あらかじめ理事	指名がないときは、通算在任期間の			
長が指名	長い理事	1	0	1
副理事長(学長)	あらかじめ理事会で順位を定める	19	9	28
	あらかじめ理事会で指名された理事	5	1	6
	理事長が指名	4	0	4
	あらかじめ理事長が定めた順位	4	1	5
	あらかじめ理事長が定めた順位→あ	1	0	1
	らかじめ理事会で順位を定める	1	0	1
	常務等理事	15	1	16
	常務等理事→あらかじめ理事会で順	3	1	4
	位を定める	3	1	4
	常務等理事→理事長が指名	1	0	1
	常務等理事→あらかじめ理事長が定			
	めた順位→あらかじめ理事会で順位	1	0	1
	を定める			
	理事会で選任	1	0	1
	理事の互選	1	0	1
	あらかじめ理事長が指名	2	0	2
	理事会で指名された理事	1	0	1
	あらかじめ理事会が定めた順位	1	0	1
常務等理事	あらかじめ理事会で順位を定める	13	3	16
»×===	あらかじめ理事会で順位を定める→			
学園長	あらかじめ理事会で指名された理事	0	1	1
	あらかじめ理事会で指名された理事	2	0	2
	理事長が指名	2	0	2
	あらかじめ理事長が定めた順位	3	0	3
	理事の互選	2	0	2
	あらかじめ理事長が指名	1	0	1
	学長	1	0	1
	最年長理事	1	0	1
	あらかじめ理事会の同意を得て理事	1		
	長の指名	1	0	1
	あらかじめ理事会で順位を定める	0	1	1
学園長でない常 務理事	学園長である常務理事	1	0	1
	内訳計	88	18	106

## 【No.11 事故があるときと欠けたときで異なるの内訳】

調査数:大・短4/高0

事故があるとき	欠けたとき	大・短	高	合計
理事長指名	理事互選	1	0	1
専務理事→あらかじめ理事 会の同意を得た理事長指名	理事互選	1	0	1
専務・常務理事	理事の互選	1	0	1
副理事長	あらかじめ理事会指名	1	0	1
	内訳計	4	0	4

## 【No.12 その他の内訳】

調査数:大・短34/高10

その他の決め方	大・短	高	合計
あらかじめ理事長が指名	6	3	9
あらかじめ書面にて理事長が定めた順位	2	0	2
あらかじめ理事長又は専務理事が指名した順位	1	0	1
あらかじめ理事長が指名+理事会(評議員会)承認	5	0	5
あらかじめ理事長が指名又は副理事長	0	1	1
あらかじめ理事長が指名又は専務理事が指名の常務理事	1	0	1
あらかじめ理事長が順位を定めた常務等理事(学園長・総長・ 校長)	3	0	3
あらかじめ理事長が指名または、理事互選	1	0	1
あらかじめ理事会で順位を定めるまたは、副理事長(学園長)	2	2	4
あらかじめ理事会で順位を定めるまたは、常務等理事	2	0	2
あらかじめ理事会で指名された理事または、副理事長(学園長)	1	0	1
理事長が指名または、理事の互選	1	0	1
あらかじめ理事長が順位を定めるまたは、副理事長(学園長)	1	0	1
あらかじめ理事長が順位を定めるまたは、常務等理事	1	0	1
副理事長、常務理事、校長、副校長、以下あらかじめ理事会に おいて定めた理事会において定めた順位	0	1	1
副理事長(学園長)または、常務等理事	2	0	2
副理事長または、理事長が指名	0	1	1
事故・欠けたときは、副理事長→長期にわたり職務執行できないときは、臨時理事長代理を理事会で任命	1	0	1
事故・欠けたときは、その日から7日以内に理事会において順位 を定める	1	0	1
理事長推薦+理事会議決を経て順位を定める	0	1	1
理事長が指名→指名することができない場合常任理事会互選	1	0	1
理事としての在職期間順	0	1	1
別に定める	2	0	2
内訳計	34	10	44

#### 16-1 監事の職務

- 作成例(16条) 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に ついて、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以 内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若し くは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄 附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文 部科学大臣(※都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に 報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況ついて、理事会に出席して意見を述べること。

調査数:大・短643/高188

No.	職務内容の記載方法	大・短	高	合計
1	私立学校法第37条第3項各号列記(法定)	632	188	820
2	「私立学校法第37条第3項各号による」のみ	2	0	2
3	私立学校法第37条第3項3号の文章なし	7	0	7
4	私立学校法第37条第3項5号の文章なし	1	0	1
5	私立学校法第37条第3項の要約	1	0	1
	合 計	643	188	831

## 16-2 監事の請求による理事会・評議員会招集猶予期間/開催期限

■ 作成例(16条) 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	633	183	816
1	規定なし	10	5	15
	合 計	643	188	831

調査数:大・短633/高183

No.	招集猶予期限	大・短	高	合計
1	5日以内	631	183	814
2	7日以内	1	0	1
3	10日以内	1	0	1
4	14日(2週間)以内	0	0	0
5	20日以内	0	0	0
6	その他	0	0	0
	合 計	633	183	816

調査数:大・短633/高183

	開催期限	大・短	高	合計
Α	7日以内	4	0	4
В	10日以内	0	0	0
С	14日(2週間)以内	628	183	811
D	20日以内	0	0	0
E	期限の規定なし	1	0	1
	슴 計	633	183	816

## 16-3 監事による理事の行為の差止め

■ 作成例(16条) 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは 寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある 場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそ れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する ことができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	作成例とおりの規定	631	184	815
1	作成例最後の文章の違い「当該行為をやめること を請求しなければならない」	1	0	1
ウ	規定なし	11	4	15
	合 計	643	188	831

# 調査17 理事会

#### | 17-1 | 理事会設置の規定

■ 作成例(17条) この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

調査数:大・短643/高188

No.	理事会設置の規定内容	大・短	高	合計
1	理事をもって組織する理事会 (法定)	634	188	822
2	理事をもって構成する理事会	3	0	3
3	理事会を置くのみ	3	0	3
4	理事全員をもって構成(組織)する	2	0	2
5	理事会は、理事をもって組織する。ただし、理事 長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、 理事以外の議決権のない会議参加者を出席させる ことができる	1	0	1
	合 計	643	188	831

## 17-2 理事会業務の規定

■ 作成例(17条) 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	636	188	824
1	規定なし	7	0	7
	合 計	643	188	831

調査数:大・短636/高188

No.	理事会の業務	大・短	高	合計
1	法人業務を決し、理事職務の執行を監督 (法定)	615	188	803
2	法人業務を決する	11	0	11
3	その他	10	0	10
	合 計	636	188	824

#### 【No.3 その他の内訳】

調査数:大・短10/高0

その他の猶予期限	大・短	高	合計
理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行			
を監督する。ただし、教育上の重要なる事項について	1	0	1
は、教授会の意見を聞くものとする			
この法人の業務を決し、理事長、理事及び常勤理事会			
の職務の執行を監督する。理事会は、この法人の業務	1	0	1
全般にわたり、コンプライアンス管理規程に基づく	1	0	1
業務執行状況を監督する			
この法人の業務は、理事会で決定し、その責任を負う	1	0	1
理事会は、学校法人及び学校法人の設置する教育機			
関における事業計画、予算編成をはじめとする全て			
の業務を決し、その事業又は理事の職務の執行を監	1	0	1
督する			
この法人の業務の決定は、理事会において行なう。理			
事会は、この法人に関わる全ての人事、教学、運営に	1	0	1
関する事項を審議決定し、執行する			
この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事			
会によって行う	1	0	1
理事職務の執行を監督	1	0	1
学園の活動及び業務の遂行と、全ての権限の行使は			
理事会の指揮の下行われる	1	0	1
理事会はこの寄附行為に基づき、最高議決機関とし			
て、この法人の業務の執行を決定し、その運営の責に	1	0	1
任ずるものとする			
この法人の業務についての最終的な意思決定機関	1	0	1
内訳計	10	0	10
	1		1

# 17-3 理事会招集者

■ 作成例(17条) 3 理事会は、理事長が招集する。

調査数:大・短643/高188

No.	理事会招集者	大・短	高	合計
1	理事長が招集(法定)	641	188	829
2	議長	1	0	1
3	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

## 17-4 理事による招集請求

■ 作成例(17条) 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

# ① 理事による招集請求に必要な議決数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	641	188	829
1	規定なし	2	0	2
	合 計	643	188	831

調査数:大・短641/高188

No.	招集請求に必要な議決数	大・短	高	合計
1	理事総数の2/3以上	515	170	685
2	理事総数の1/3以上	45	7	52
3	理事総数の1/2以上	49	8	57
4	理事総数の過半数 (以上)	15	3	18
5	理事○名以上	8	0	8
6	上記いずれか+「又は評議員会からの請求」 としているもの	2	0	2
7	その他	7	0	7
	合 計	641	188	829

【No.5 理事○名以上の内訳】

調査数:大・短8/高0

理事の人数	大・短	高	合計
3名以上	2	0	2
4名以上	1	0	1
5名以上	4	0	4
7名以上	1	0	1
内	訳計   8	0	8

# 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短7/高0

その他の議決数	大・短	高	合計
理事長を除く理事総数1/5以上の理事	1	0	1
学長理事又は理事3名以上	1	0	1
院長である理事から又は理事3名以上から会議に付	1	0	1
議すべき事項を示して請求があった場合 学院長又は理事5人以上	1	0	1
学院長又は理事総数2/3以上	1	0	1
臨時会は理事長が必要と認めたとき、又は院長若し くは理事3名以上から会議の目的を示して請求が あったとき	1	0	1
院長、理事1/3以上又は評議員2/3以上若しくは監事	1	0	1
内訳計	7	0	7

# ② 理事の請求による理事会の招集猶予期限

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	637	188	825
1	規定なし	6	0	6
	合 計	643	188	831

調査数:大・短637/高188

No.	招集猶予期間	大・短	高	合計
1	7日以内	545	176	721
2	14日(2週間)以内	48	5	53
3	10日以内	30	6	36
4	20日以内	12	0	12
5	15日以内	0	1	1
6	速やかに	2	0	2
	合 計	637	188	825

## 17-5 理事会招集通知

■ 作成例(17条) 5 理事会を招集するには、<u>各理事及び監事</u>に対して、会議開催の場所 及び日時並びに会議に付議すべき事項を<u>書面又は電磁的方法</u>により通 知しなければならない。

※本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

## ① 理事会招集通知方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	583	187	770
1	規定なし	60	1	61
	合 計	643	188	831

調査数:大・短583/高187

No.	通知方法	大・短	高	合計
1	書面通知+緊急の場合この限りではない	37	8	45
2	書面通知+緊急の場合相当と認める方法	8	2	10
3	書面通知のみ	503	171	674
4	書面通知+電話(FAX、メール含む)	16	2	18
5	書面通知+緊急の場合その他	1	0	1
6	随時	0	0	0
7	その他	18	4	22
	合 計	583	187	770

## 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短18/高4

その他の通知方法	大・短	高	合計
やむを得ない理由のある場合に限り、通知の時	7 7 7 2	1-3	ни
期および方法についてこれによらないことが	1	0	1
できる			
書面等	0	2	2
書面+緊急の場合電子メール、ファクシミリそ	1	0	1
の他相当と認める方法	1	0	1
書面+電磁的記録+緊急を要する場合この限	1	0	1
りではない	1		1
書面+電磁的方法+緊急の場合相当と認める	2	0	2
方法			
書面通知+やむを得ない事情がある場合には、			
理事長が相当と認める方法によって通知する	1	0	1
ことができる			
書面等により通知+緊急を要する場合は、この	1	0	1
限りではない		_	_
書面+電磁的方法	4	2	6
書面+理事全員が出席した理事会の席上で次			
回の開催事項を確認した場合には、書面による	1	0	1
通知を省略することができる			
通知しなければならないのみ+緊急を要する	1	0	1
場合はこの限りではない	1		
通知しなければならないのみ	4	0	4
別に定める	1	0	1
内訳計	18	4	22

## ② 理事会招集通知記載事項

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	596	187	783
1	規定なし	47	1	48
	合 計	643	188	831

調査数:大・短596/高187

No.	招集通知記載内容	大・短	高	合計
1	開催場所	587	187	774
2	日時	585	187	772
3	議題(会議に付議すべき事項)	591	187	778
4	会議の目的である事項	1	0	1
5	関連資料	1	0	1
6	別に定める方法	1	0	1
	合 計	1,766	561	2,327

## 17-6 理事会招集通知発送期限

■ 作成例(17条) 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、 緊急を要する場合はこの限りでない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	588	184	772
1	規定なし	55	4	59
	合 計	643	188	831

調査数:大・短588/高184

No.	招集通知発送期限	大・短	高	合計
1	7日前まで	573	182	755
2	5日前まで	9	1	10
3	10日前まで	2	1	3
4	10日を超えるもの	0	0	0
5	3日以前	1	0	1
6	4日前まで	2	0	2
7	別に定める	1	0	1
	合 計	588	184	772

調査数:大・短588/高184

	緊急時の規定の有無・内容	大・短	高	合計
Α	緊急を要する場合この限りでない	552	168	720
В	緊急を要する場合相当と認める方法で通知す ることができる	26	14	40
С	緊急を要する場合理事長が相当と認める方法 で招集することができる	1	2	3
D	緊急の場合は、この期間を短縮することができる。理事及び監事全員の同意がある場合は、招集手続を省略することができる	1	0	1
Е	やむを得ない理由のある場合に限り,通知の 時期および方法についてこれによらないこと ができる	1	0	1
F	緊急の場合の規定なし	7	0	7
	合 計	588	184	772

## 17-7 理事会議長の規定

- 作成例(17条) 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
  - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した 理事全員が連名で理事会を招集することができる。
  - 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における 理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

調査数:大・短643/高188

	理事会議長	大・短	高	合計
ア	理事長	639	188	827
1	出席理事の互選	1	0	1
ウ	理事総数の過半数の議決により選任	1	0	1
エ	規定なし	2	0	2
	合 計	643	188	831

## 17-8 理事会定足数

■ 作成例(17条) 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事 総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすること ができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しな いときは、この限りではない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

No.	理事会定足数	大・短	高	合計
1	理事総数の過半数 (法定)	511	175	686
2	理事総数の2/3以上	129	13	142
3	理事5人以上	1	0	1
4	理事6人以上	1	0	1
5	その他	0	0	0
	合 計	642	188	830

## 17-9 理事会書面表決書・委任状出席の規定の有無

■ 作成例(17条) 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき<u>書面又は電磁</u> 的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

※本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	614	187	801
1	規定なし	29	1	30
	合 計	643	188	831

調査数:大・短614/高187

No.	理事会書面表決書・委任状出席	大・短	高	合計
1	書面表決書のみ	582	169	751
2	委任状のみ	16	6	22
3	書面表決書または委任状	4	6	10
4	その他	12	6	18
	合 計	614	187	801

【No.4 その他の内訳】

調査数:大・短12/高6

その他の委任状等出席	大・短	高	合計
書面または、電磁的方法	4	3	7
意思表示書	0	1	1
あらかじめ書面または、他の理事に委任して、議決権を行うことができる	1	0	1
同時双方向のコミュニケーションを可能にする情報技術を使った会議参加システムにより参加した者は、出席者とみなす	2	0	2
別に定める	1	0	1
あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす、 ただし、白紙委任の場合は、出席者とみなされない	0	1	1
あらかじめ意思を表示した者のみ	2	0	2
委任状で議決数に計上、書面で出席者とみなす	0	1	1
委任状による出席(代理)は認めない	2	0	2
内訳計	12	6	18

## 17-10 理事会通常議事

■ 作成例(17条) 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### ① 理事会通常議事の表決方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	641	188	829
1	規定なし	2	0	2
	合 計	643	188	831

調査数:大・短641/高188

No.	通常議事の議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の過半数 (法定)	593	181	774
2	理事総数の過半数	39	6	45
3	出席理事の2/3以上	7	0	7
4	理事総数の2/3以上	2	1	3
5	その他	0	0	0
	合 計	641	188	829

#### ② 理事会通常議事の議長の議決権

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	623	186	809
1	規定なし	20	2	22
	合 計	643	188	831

調査数:大・短623/高186

No.	招集猶予期限	大・短	高	合計
1	可否同数の場合に議決権あり (法定)	572	184	756
2	可否同数の場合に議決権あり+議長は議決に 加えない	49	2	51
3	可否同数の場合に議決権あり+議長は議決に 加える	2	0	2
4	その他	0	0	0
	合 計	623	186	809

# | 17-11 | (理事会)利害関係理事除斥の規定の有無

■ 作成例(17条) 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	640	187	827
1	規定なし	3	1	4
	合 計	643	188	831

調査数:大・短640/高187

No.	利害関係理事除斥の内容	大・短	高	合計
1	特別の利害関係を有する理事は、その議事の 議決に加わることができない	628	187	815
2	「1」+追加の記載あり (自己、配偶者、3親等以内など)	12	0	12
	合 計	640	187	827

調査数:大・短640/高187

	利害関係理事除斥の例外に関する文章	大・短	高	合計
Α	文章なし	618	183	801
В	出席した理事の過半数の同意を得たときは、 会議に出席し、発言することができる	1	0	1
С	理事会の同意を得たときは、会議に出席して 意見を述べることができる	7	4	11
D	理事会の同意があるときは、会議に出席し発 言することができる	12	0	12
E	会議に出席し、発言することができる	1	0	1
F	個人の利害以外の法人の組織に関する決議の 場合を除く	1	0	1
	合 計	640	187	827

# 17-12 理事会開催回数・時期

#### ■ 作成例(なし)

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	76	4	80
1	規定なし	567	184	751
	合 計	643	188	831

調査数:大・短76/高4

No.	開催回数	大・短	高	合計
1	随時	15	2	17
2	月1回	22	1	23
3	月指定あり(○月、○月、○月)	20	0	20
4	年○回 (月指定なし)	6	1	7
5	別に定める	2	0	2
6	その他	11	0	11
	合 計	76	4	80

#### 【No.3 指定する月の内訳】

調査数:大・短20/高0

理事会開催月	大・短	高	合計
(年2回)3.5月	6	0	6
(年3回)1.3.5月	1	0	1
(年3回) 3.5.10月	1	0	1
(年3回)3.5.11月	1	0	1
(年4回) 2.3.9.12月	1	0	1
(年4回) 2.3.5.10月	1	0	1
(年4回) 3.5.9.12月	1	0	1
(年4回) 3.5.10.11月	1	0	1
(年4回)3.5.10.12月	1	0	1
(年5回)3.5.7.10.12月	1	0	1
(年6回) 1.3.5.7.9.11月	2	0	2
(年6回) 2.3.5.7.10.12月	1	0	1
(年11回)8月以外	2	0	2
内訳計	20	0	20

### 【No.4 年○回の内訳】

調査数:大・短6/高1

年間の回数		大・短	高	合計
年2回		3	1	4
年2回以上		1	0	1
年4回		1	0	1
年6回		1	0	1
	内訳計	6	1	7

# 【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短11/高0

その他の回数	大・短	高	合計
$\lceil 1 \rfloor + \lceil 2 \rfloor$	1	0	1
「1」+「3」(5月.3月)	1	0	1
定期	3	0	3
月2回	2	0	2
月1回以上	1	0	1
毎月及び理事長が必要と認めたとき	1	0	1
理事長は、緊急を要する特別の事情があるときは、 理事会を招集しないで、理事に議案を送付し、文書 をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることがで きる	1	0	1
理事長は、監事及び本法人の役員以外の教職員に対し、理事会への常時又は臨時の陪席を求めることが できる	1	0	1
内訳計	11	0	11

# | 17-13 | 常任(常務・常勤)理事会設置規定の有無

#### ■ 作成例(なし)

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	109	4	113
1	規定なし	534	184	718
	合 計	643	188	831

調査数:大・短109/高4

No.	設置会議	大・短	高	合計
1	常任理事会設置	66	3	69
2	常務理事会設置	25	0	25
3	常勤理事会設置	9	1	10
4	その他	9	0	9
	合 計	109	4	113

#### 【No.4 その他の内訳】

調査数:大・短9/高0

その他の内訳	大・短	高	合計
「2」+その他(常務理事会+教学常務会)	1	0	1
常任理事会、専務・常務理事会	1	0	1
常務委員会	1	0	1
常務会	3	0	3
常務審議会	1	0	1
理事小委員会(理事会の円滑な運営を図り、この法人の業務を迅速に遂行するため)	1	0	1
理事小委員会(理事長、副理事長、専務理事、常務 理事及び理事長が指名する理事3人以内をもって構 成)	1	0	1
内訳計	9	0	9

# 調査18 業務の決定の委任

■ 作成例(18条) 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない 事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらか じめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事 に委任することができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	485	141	626
1	規定なし	158	47	205
	合 計	643	188	831

調査数:大・短485/高141

No.	委任先	大・短	高	合計
1	理事会において指名した理事へ委任(法廷どおり)	450	139	589
2	( )へ委任	25	1	26
3	その他	10	1	11
	合 計	485	141	626

#### 【No.2 ( ) へ委任の内訳】

調査数:大・短25/高1

( )へ委任	大・短	高	合計
理事長	5	1	6
理事長及び理事並びに各設置校の長に委任	1	0	1
常任理事会	8	0	8
常任理事会、人事に関する業務については人事委	1	0	1
員会	1		1
常任理事	1	0	1
常勤役員会	1	0	1
常勤理事会	1	0	1
常務理事会	5	0	5
常務理事会又は教学執行者会にその決定を委任	1	0	1
理事会において指名した常務理事に委任	1	0	1
内訳計	25	1	26

### 【No.3 その他の内訳】

調査数:大・短10/高1

その他委任先	大・短	高	合計
「1」+本法人の業務決定の権限の一部を、学 長、校長及び園長に委任	1	0	1
「1」+常任(常務)理事会へ委任	4	0	4
「1」+この法人の業務の円滑な運営をはかる ため理事会は、必要に応じて各種の委員会を設 けることができる	1	0	1
「1」+理事長	1	0	1
「1」+理事長、副理事長、学長、校長、法人運営会議	1	0	1
「1」+常任理事会、理事会において指名した学 校長	1	0	1
「1」+理事会において常任理事会、大学長、各 校長	1	0	1
学園運営委員会の決定に委ねることができる	0	1	1
内訳計	10	1	11

# 調査19 理事会議事録

### 19-1 理事会議事録規定の有無・記載事項

■ 作成例(19条) 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席 をした場合における当該出席の方法を含む。)及び日時並びに議決事項及 びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

※本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	632	188	820
1	規定なし	11	0	11
	合 計	643	188	831

調査数:大・短632/高188

No.	記載事項	大・短	高	合計
1	場所	614	187	801
2	日時	609	188	797
3	議決事項	602	187	789
4	その他事項	590	186	776
5	理事総数+出席理事名	9	2	11
6	出席理事名	12	1	13
7	議事の経過及びその結果	22	1	23
8	記載事項について規定なし	5	0	5
9	その他	12	1	13
	合 計	2,475	753	3,228

※複数回答

【No.9 その他の内訳】

調査数:大・短12/高1

その他記載事項	大・短	高	合計
あらかじめ書面をもって意思を表示した理事名	1	0	1
議長名	2	0	2
理事の現在数	1	0	1
出席者名	1	0	1
欠席理事名	7	1	8
理事及び傍聴人を除き、議事に参与した者の職氏名	0	1	1
審議事項	1	0	1
発言者の発言要旨	1	0	1
表決数	3	0	3
理事会の議事の結果	1	0	1
理事会の承認を得た議事	1	0	1
開会及び閉会に関する事項	0	1	1
別に定める	1	0	1
内訳計	20	3	23

※複数回答

#### 19-2 理事会議事録署名押印者

■ 作成例(19条) 2 議事録には、<u>出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに</u>出席した理事のうちから互選された理事2人以上<u>及び出席した監事が署名</u>し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

※本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	631	188	819
1	規定なし	12	0	12
	合 計	643	188	831

調査数:大・短631/高188

No.	議事録署名押印者	大・短	高	合計
1	議長(理事長)+出席理事(互選)2名(以 上)	482	154	636
2	出席理事全員	46	20	66
3	議長(理事長)+議長指名2名(以上)	63	11	74
4	議長指名2名(以上)	6	0	6
5	出席理事2名(以上)	1	1	2
6	議長(理事長)+出席理事(互選)1名	3	0	3
7	議長(理事長)+出席理事から選出された理 事○人	6	0	6
8	署名押印者について規定なし	0	0	0
9	その他	24	2	26
	合 計	631	188	819

#### 【No.7 議長(理事長)+出席理事から選出された理事○人】

調査数:大・短6/高0

選出された理事数	大・短	高	合計
2人	4	0	4
3人	1	0	1
4人以上	1	0	1
内訳計	6	0	6

### 【No.9 その他の内訳】

調査数:大・短24/高2

7,000			
その他の押印者	大・短	高	合計
「1」または「2」	1	0	1
議長	2	0	2
理事長	1	0	1
議長+あらかじめ議長が指名した出席理事1人	1	0	1
議長+あらかじめ議長が指名した出席理事2人	4	0	4
議長+あらかじめ理事会で指名された議事録 署名人	1	0	1
議長+あらかじめ議長が指定した出席理事のうちから互選された理事2人以上	0	1	1
議長+理事会指名2人	1	0	1
議長+記録理事	1	0	1
議長+議長指定+書記	1	0	1
議長+議長指名・理事会承認を得た2人以上	1	0	1
議長+議長指名1人以上	1	0	1
議長+出席した常任理事のうちから議長が指 名した者1人	1	0	1
議長+出席者の代表2人以上	1	0	1
議長+理事会において選出された議事録署名 人	1	0	1
互選2人以上	0	1	1
出席理事全員の署名、議長にあっては署名押印	1	0	1
出席した理事のうちから指名された3名以上	1	0	1
出席した理事及び監事	1	0	1
理事長、院長及び出席理事代表者	1	0	1
別に定める	2	0	2
内訳計	24	2	26

### 19-3 利益相反取引に関する承認決議

■ 作成例(19条) 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思 を議事録に記載しなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	618	184	802
1	規定なし	25	4	29
	合 計	643	188	831

調査数:大・短618/高184

No.	規定の内容	大・短	高	合計
1	作成例どおり	617	183	800
2	その他	1	1	2
	合 計	618	184	802

※複数回答

【No.2 その他の内訳】

調査数:大・短1/高1

その他規定の内容	大・短	高	合計
法人と当該理事との利益が相反する取引をしよう とする場合は、理事会において、当該取引につき重 要な事実を開示し、その承認を得なければならない	1	0	1
利益相反取引に関する承認の決議については、理事 それぞれの賛否の意思を議事録に記載しなければ ならない	0	1	1
内訳計	1	1	2

# 調査20 評議員会

# | 20-1 | 評議員定数の表記方法・定数

- 作成例(20条) この法人に、評議員会を置く。
  - 2 評議員会は、○○人の評議員をもって組織する。
  - 3 評議員会は、理事長が招集する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	絶対数	197	91	288
1	相対数	406	80	486
ウ	理事定数の2倍をこえる数(法定)	40	17	57
	合 計	643	188	831

#### 【ア 絶対数の内訳】

調査数:大・短197/高91

絶対数	大・短	高	合計
11人	10	12	22
12人	0	1	1
13人	8	16	24
14人	3	0	3
15人	28	25	53
16人	1	5	6
17人	23	6	29
18人	0	2	2
19人	23	13	36
20人	6	3	9
21人	12	1	13
22人	0	0	0
23人	8	3	11
24人	1	0	1
25人	11	2	13
26人	1	1	2
27人	9	0	9
28人	1	0	1
29人	5	0	5
30人	4	1	5
31人	12	0	12
32~40人	19	0	19
41~50人	5	0	5
50人以上	7	0	7
内訳計	197	91	288

### 【イ 相対数の内訳】※少ない方の人数をカウント

調査数:大・短406/高80

相対数	大·短	高	合計
5人~	1	0	1
10人~	1	0	1
11人~	33	18	51
12人~	5	5	10
13人~	26	15	41
14人~	5	2	7
15人~	45	13	58
16人~	5	2	7
17人~	28	7	35
18人~	8	2	10
19人~	38	5	43
20人~	8	1	9
21人~	36	3	39
22人~	11	0	11
23人~	15	1	16
24人~	9	0	9
25人~	21	2	23
26人~	5	0	5
27人~	11	1	12
28人~	9	1	10
29人~	6	1	7
30人~	5	0	5
31人~	14	0	14
32人~	6	0	6
33人~	6	0	6
34人~	4	0	4
35人~	1	0	1
36人~	3	0	3
37人~	7	0	7
38人~	1	0	1
39人~	3	0	3
40~49人	17	1	18
50~59人	6	0	6
60~69人	2	0	2
70人以上	4	0	4
150人以内(最少人数の規定なし)	1	0	1
内訳記	+ 406	80	486

# 20-2 評議員会招集者

■ 作成例(20条) 3 評議員会は、理事長が招集する。

調査数:大・短643/高188

	評議員会招集者	大・短	高	合計
ア	理事長が招集(法定)	638	188	826
1	理事長が評議員会の議長と協議の上招集	1	0	1
ウ	私立学校法第41条第5項の規定により招集	1	0	1
エ	規定なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

#### 20-3 評議員による招集請求

■ 作成例(20条) 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき 事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあっ た日から20日以内に、これを招集しなければならない。

### ① 評議員による招集請求に必要な議決数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	637	187	824
1	規定なし	6	1	7
	合 計	643	188	831

調査数:大・短637/高187

No.	招集請求議決数	大・短	高	合計
1	評議員総数の1/3以上(法定)	607	186	793
2	評議員総数の2/3以上	5	1	6
3	評議員10名以上	1	0	1
4	私学法41条5項に規定する請求	13	0	13
5	議決数の規定なし	0	0	0
6	その他	11	0	11
	合 計	637	187	824

#### 【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短11/高0

その他の招集議決数	大・短	高	合計
学院長または評議員総数の1/3以上	1	0	1
私立学校法第37条第3項第5号または第41条第5 項に規定する請求	2	0	2
私立学校法第37条第3項第6号及び第41条第5項 の規定による請求	1	0	1
私立学校法第41条第5項に規定する請求があっ たとき	1	0	1
理事長が必要と認める場合または私立学校法 第41条第5項の規定により招集	1	0	1
評議員総数1/3以上又は、評議員議長及び5人以 上の評議員	1	0	1
評議員総数の1/5以上	1	0	1
評議員総数の1/2以上	1	0	1
理事長が必要と認めたとき、または院長若しく は評議員5名以上から会議の目的を明示して 請求	1	0	1
学長理事または評議員13名以上	1	0	1
内訳計	11	0	11

# ② 評議員からの請求による評議員会招集猶予期間

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	624	187	811
1	規定なし	19	1	20
	合 計	643	188	831

調査数:大・短624/高187

No.	招集猶予期間	大・短	高	合計
1	20日以内(法定)	614	185	799
2	14日 (2週間) 以内	3	2	5
3	10日以内	3	0	3
4	7日以内	0	0	0
5	日数規定なし	0	0	0
6	私立学校法第41条第5項の規定による	3	0	3
7	3週間	1	0	1
	合 計	624	187	811

### 20-4 評議員会招集通知方法

■ 作成例(20条) 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、<u>書面又は電磁的方法</u>により通知しなければならない。

※本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

#### ① 評議員会招集通知方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	582	185	767
1	規定なし	61	3	64
	合 計	643	188	831

調査数:大・短582/高185

No.	招集方法	大・短	高	合計
1	書面通知のみ	506	170	676
2	書面通知+緊急の場合この限りではない	29	8	37
3	書面通知+緊急の場合相当と認める方法	9	4	13
4	書面通知+電話(FAX、メール含む)	19	1	20
5	その他	19	2	21
	숌 計	582	185	767

【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短19/高2

その他の招集方法	大・短	高	合計
やむを得ない理由のある場合に限り、通知の時期お よび方法についてこれによらないことができる	1	0	1
書面+やむを得ない事情がある場合には、理事長が 相当と認める方法	1	0	1
書面+緊急の場合電子メール、ファクシミリその他相当と認める方法	1	0	1
書面+電子メール+緊急の場合相当と認める方法	1	0	1
書面+電磁的記録	1	0	1
書面+電磁的方法	3	2	5
書面通知+緊急の場合、通知の時期及び方法についてこれによらないことができる	1	0	1
書面等	1	0	1
通知のみ	7	0	7
通知+緊急を要する場合はこの限りではない	1	0	1
別に定める	1	0	1
内訳計	19	2	21

# ② 評議員会招集通知記載事項

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	592	185	777
1	規定なし	51	3	54
	合 計	643	188	831

調査数:大・短592/高185

No.	招集通知記載事項	大・短	高	合計
1	開催場所	583	185	768
2	日時	583	185	768
3	議題	590	185	775
4	目的事項	2	0	2
5	関連資料	1	0	1
6	別に定める	1	0	1
	合 計	1,760	555	2,315

※複数回答

# 20-5 評議員会招集通知発送期限

■ 作成例(20条) 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、 緊急を要する場合は、この限りでない。

### ① 評議員会招集通知発送期限

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	584	181	765
1	規定なし	59	7	66
	合 計	643	188	831

調査数:大・短584/高181

No.	発送期限	大・短	高	合計
1	7日前まで	566	178	744
2	10日前まで	4	1	5
3	5日前まで	8	2	10
4	10日を超えるもの	3	0	3
5	3日前まで	1	0	1
6	4日前まで	1	0	1
7	別に定める	1	0	1
	合 計	584	181	765

# ② 緊急時(やむを得ない場合)の評議員会招集

調査数:大・短584/高181

	規程の有無	大・短	高	合計
Α	規定あり	573	181	754
В	規定なし	11	0	11
	合 計	584	181	765

調査数:大・短573/高181

緊急時招集方法	大・短	高	合計
この限りでない	544	167	711
相当と認める方法で通知することができる	21	12	33
理事長が相当と認める方法で通知することができる	1	0	1
当日までに相当と認める方法で通知することができる	1	0	1
規定する日数を短縮することができる	3	0	3
電話等によることができる	1	0	1
適宜の方法によって招集することができる	0	1	1
通知の時期および方法についてこれによらないことが できる	2	0	2
緊急を要する議事があり、評議員会を開催することが できないときは、理事長より各評議員への持ち回りに て、議事の可否を決することができる	0	1	1
内訳計	573	181	754

# 20-6 評議員会の議長・選任方法

■ 作成例(20条) 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

調査数:大・短643/高188

No.	評議員会議長	大・短	高	合計
1	評議員	520	160	680
2	理事長	105	27	132
3	評議員又は理事長	6	1	7
4	理事長が推薦(指名)した者	0	0	0
5	理事長以外の充て職	1	0	1
6	「議長を置く」のみ	0	0	0
7	その他	11	0	11
	合 計	643	188	831

【No.1・3 評議員のうちから議長を選ぶ場合の方法】

調査数:大・短526/高161

選任方法	大・短	高	合計
評議員会選任	412	142	554
評議員互選	112	18	130
出席評議員の過半数議決	1	0	1
理事長の指名 (推薦含む)	0	0	0
理事総数の過半数議決	1	0	1
議決数なし	0	1	1
内訳	計 526	161	687

### 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短11/高0

その他の議長選任方法	大・短	高	合計
理事長が推薦し、評議員会の承認を必要とする	1	0	1
評議員会議長候補者選考委員会が評議員のうちか			
ら候補者1人を選考し、評議員会の同意を得て理事	1	0	1
長が任命する			
理事長又は理事長の指名する評議員	3	0	3
理事長が評議員でない場合は、議長は評議員のうち	2.	0	2
から評議員会において選任(互選)する		U	
評議員のうちから評議員会において選任又は理事	1	0	1
長をもって充てる	1	U	1
理事長が評議員でない場合は学長、学長も評議員で	1	0	1
ない場合評議員会互選	1	U	1
理事長とする。ただし、理事長は、必要に応じ、評			
議員のうちから議長を推薦するか、又は評議員の互	1	0	1
選により議長を定めることができる			
常任とし、理事会において推薦したものを評議員会	1	0	1
で選任する	1	U	1
内訳計	11	0	11

### 20-7 評議員会定足数

■ 作成例(20条) 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

#### ① 評議員会定足数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

No.	定足数	大・短	高	合計
1	評議員総数の過半数 (法定)	635	185	820
2	評議員総数の2/3以上	6	3	9
3	私立学校法第41条第6項から第8項までによる	1	0	1
	合 計	642	188	830

# ② 利害関係者による除斥文章の有無

調査数:大・短642/高188

	文章の有無	大・短	高	合計
Α	ただし書きなし	28	7	35
В	作成例と同内容	613	181	794
С	ただし、この(特別の利害関係を有する理事の)除 斥により出席評議員が評議員総数の2/3に達しない 場合は、第9項の規定にかかわらず、会議を開催し 議決することができる	1	0	1
	合 計	642	188	830

#### 20-8 評議員会書面表決書・委任状出席の規定の有無

■ 作成例(20条) 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき<u>書面又は電</u> <u>磁的方法</u>をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

※本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	613	188	801
1	規定なし	30	0	30
	合 計	643	188	831

調査数:大・短613/高188

No.	みなし出席の方法	大・短	高	合計
1	書面表決書(意思表示書)のみ	588	179	767
2	委任状のみ	18	5	23
3	書面表決書+委任状	4	4	8
4	その他	3	0	3
	合 計	613	188	801

#### 【No.4 その他の内訳】

調査数:大・短3/高0

その他みなし出席の方法	大・短	高	合計
書面等	1	0	1
あらかじめ書面または、他の理事に委任して、議決 権を行うことができる	1	0	1
委任状による代理または出席は認めない	1	0	1
内訳計	3	0	3

### 20-9 評議員会議事の表決

■ 作成例(20条) 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合 を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# ① 評議員会議事の表決方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	640	188	828
1	規定なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

調査数:大・短640/高188

No.	議事の表決議決数	大・短	高	合計
1	出席評議員の過半数(法定)	636	187	823
2	評議員総数の過半数	2	1	3
3	出席評議員の2/3以上	1	0	1
4	私立学校法第41条第6項から第8項までによる	1	0	1
	合 計	640	188	828

# ② 表決方法における除外事項の文章

調査数:大・短640/高188

	除外事項文章の有無	大・短	高	合計
Α	文章なし	25	10	35
В	作成例どおり	612	178	790
С	法令に特別の規定のある場合並びに第39条(残余財産の帰属者)及び第40条(寄附行為の変更)に規定する場合を除く	1	0	1
D	本寄附行為に別段の定めがある場合は、当該定めによる	1	0	1
E	評議員会は、あらかじめ通知された事項でなければ 議決することができない。ただし、出席評議員の 2/3以上の同意があるときは、この限りではない	1	0	1
	内訳計	640	188	828

# | 20-10 | 評議員会議長の議決権の規定

■ 作成例(20条) 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	638	188	826
1	規定なし	5	0	5
	合 計	643	188	831

調査数:大・短638/高188

No.	規定の内容	大・短	高	合計
1	可否同数の場合議決権あり+議長は議決に加 えない(法定)	621	184	805
2	可否同数の場合議決権ありのみ	15	1	16
3	議長は議決に加わることができない	1	2	3
4	私立学校法第41条第6項から第8項までによる	1	0	1
5	1+法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合の議決について、議長は評議員として 議決権を行使する	0	1	1
	合 計	638	188	826

# 20-11 (評議員会) 利害関係評議員徐斥の規定の有無

■ 作成例(20条) 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	631	184	815
1	規定なし	12	4	16
	合 計	643	188	831

調査数:大・短631/高184

No.	利害関係評議員徐斥の対象	大・短	高	合計
1	特別の利害関係を有する理事は、	630	184	814
ľ	その議事の議決に加わることができない	030	104	014
2	「1」+追加の記載あり	1	0	1
	(自己、配偶者、3親等以内など)	1	U	1
	合 計	631	184	815

調査数:大・短631/高184

	利害関係評議員徐斥の例外に関する文章	大・短	高	合計
Α	文章なし	628	182	810
В	評議員会の同意があるときは、会議に出席 し、発言することができる	0	1	1
С	評議員会の同意を得たときは、会議に出席して意見を述べることができる。自己に直接関係ある事項については、その議事に加わることができない	1	1	2
D	評議員会の承認を得て、特別の利害関係を有 する評議員を議事及び議決が終了するまで退 席させることができる	1	0	1
Е	議長は必要に応じて、当該議事について審議 する間、退席するよう要請することができる	1	0	1
	合 計	631	184	815

# 20-12 評議員会の種類と開催回数・時期

#### ■ 作成例(なし)

### ① 評議員会の種類に関する規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	95	6	101
1	規定なし	548	182	730
	合 計	643	188	831

#### 調査数:大・短95/高6

No.	評議員会の種類	大・短	高	合計
1	定例評議員会+臨時評議員会	73	5	78
2	定時評議員会+臨時評議員会	7	1	8
3	定期評議員会+臨時評議員会	12	0	12
4	定例会+臨時会	3	0	3
	合 計	95	6	101

#### ② 評議員会開催回数・時期

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	110	8	118
1	規定なし	533	180	713
	合 計	643	188	831

調査数:大・短110/高8

No.	評議員会開催回数・時期	大・短	高	合計
1	年○回(月指定なし)	26	1	27
2	月指定あり(○月、○月、○月)	79	7	86
3	随時	1	0	1
4	月1回	0	0	0
5	毎年度定期に	1	0	1
6	毎年○月に開催する。ただし、(理事長が) 必要に応じ、随時開くことができる	2	0	2
7	理事長は、緊急を要する特別の事情があると きは、評議員会を招集しないで、評議員に議 案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴 し、会議に代えることができる	1	0	1
	合 計	110	8	118

【No.1 年○回の内訳】

調査数:大・短26/高1

年〇回	大・短	高	合計
1回以上	1	0	1
2回	9	1	10
2回以上	9	0	9
3回	1	0	1
3回以上	1	0	1
4回	4	0	4
5回以上	1	0	1
内訳計	26	1	27

【No.2 指定する月の内訳】

調査数:大・短79/高7

指定する月	大・短	高	合計
(年1回) 3月	0	2	2
(年1回) 5月	0	1	1
(年2回)2.5月	9	1	10
(年2回) 2または3.5月	1	0	1
(年2回)3.5月	51	2	53
(年3回)1.3.5月	1	0	1
(年3回) 3.4.5月	1	0	1
(年3回)2.5.9月	1	0	1
(年3回)2.5.10月	1	0	1
(年3回)2.5.11月	1	0	1
(年3回)3.5.9月	1	0	1
(年3回)3.5.10月	2	1	3
(年3回)3.5.11月	7	0	7
(年3回) 3.5.12月	2	0	2
(年4回)2.5.10.11月	1	0	1
内訳計	79	7	86

# 調査21

### 評議員会議事録

- 作成例(21条) 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。
  - 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

本調査は、令和3年6月25日通知による寄附行為作成例改正前の調査です

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	625	188	813
1	規定なし	18	0	18
	合 計	643	188	831

調査数:大・短625/高188

No.	議長の署名の有無	大・短	高	合計
1	議長は必ず署名	615	186	801
2	議長の署名の規定なし	10	2	12
	合 計	625	188	813

調査数:大・短625/高188

	議長以外署名者	大・短	高	合計
Α	議長指名○人(以上)	71	11	82
В	出席評議員から選出(互選) ○人以上	533	177	710
С	評議員会選任2人	2	0	2
D	出席評議員全員	1	0	1
Е	署名押印者について規定なし	1	0	1
F	その他(複数回答など)	17	0	17
	合 計	625	188	813

#### 【A 議長指名○人】

調査数:大・短71/高11

議長指名人数	大・短	高	合計
1人	2	0	2
2人	43	4	47
2人以上	18	7	25
3人	6	0	6
3人以上	2	0	2
内訳計	71	11	82

### 【B 出席評議員から選出(互選)○人】 調査数:大・短533/高177

出席評議員から選出(互選)人数	大・短	高	合計
1人	2	0	2
1人以上	1	0	1
2人	45	6	51
2人以上	479	170	649
3人	1	0	1
3人以上	4	0	4
4人	1	0	1
人数の記載なし	0	1	1
内訳計	533	177	710

#### 【F その他署名者の内訳】

調査数:大・短17/高0

議長以外のその他署名者	大・短	高	合計
出席者の代表2人以上	1	0	1
出席した評議員のうち2人(以上)	2	0	2
出席した評議員のうちから指名された3人以上	1	0	1
出席した評議員のうちからあらかじめ議長が指名した者2人以上	1	0	1
あらかじめ議長が指名した出席評議員2人	3	0	3
出席した理事長又は常任理事	1	0	1
副議長及び出席した評議員のうちから議長が指名する2人	1	0	1
理事長、出席評議員の互選2人	1	0	1
議長指名2人、書記	1	0	1
理事長、院長及び出席理事代表者	1	0	1
評議員会において選出された議事録署名人	1	0	1
あらかじめ評議員会で指名された議事録署名人	1	0	1
評議員会で指名された評議員2人が記名押印	1	0	1
議長指名・評議員会の承認を得た2人以上	1	0	1
内訳計	17	0	17

#### 調査22

### 評議員会の諮問事項

- 作成例(22条) 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員 会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 予算及び事業計画
  - (2) 事業に関する中期的な計画
  - (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
  - (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
  - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (6) 寄附行為の変更
  - (7) 合併
  - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
  - (9) 収益事業に関する重要事項)
  - (10) 寄附金品の募集に関する事項
  - (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と 認めるもの

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

No.	規定の内容	大・短	高	合計
1	諮問事項(意見を聴く)とするもの	584	182	766
2	議決事項(議決を要するなど)とするもの	8	0	8
3	諮問事項と議決事項が混在するもの	41	4	45
4	その他	9	2	11
	合 計	642	188	830

### 【No.4 その他の内訳】

調査数:大・短9/高2

その他諮問事項・議決事項以外の内容	大・短	高	合計
議決事項、諮問事項、同意事項、報告事項	1	0	1
議決事項、審議事項	0	1	1
諮問事項、議決事項、承認事項、報告事項	1	0	1
諮問事項、同意事項	1	0	1
諮問事項、報告事項	2	0	2
同意事項	1	1	2
同意事項、意見聴取事項、勧告事項	1	0	1
評議員会の権限	1	0	1
理事会の諮問に対し答申する。その他理事会より提	1	0	1
出された事項を審議する	1		1
内訳計	9	2	11

# 調査23

# 評議員会の意見具申等

■ 作成例(23条) 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の 状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は 役員から報告を徴することができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	591	180	771
1	規定なし	52	8	60
	合 計	643	188	831

調査数:大・短591/高180

No.	規定の文章	大・短	高	合計
1	作成例どおり(法定:私立学校法23条)	587	180	767
2	私立学校法23条の役員が理事長・常任理事に なっている	1	0	1
3	理事会に意見を具申する	1	0	1
4	評議員会は、本学校法人の業務若しくは財産 の状況又は役員の業務執行の状況について、 役員に対し、意見を述べ又はその報告を聞く ことができる	1	0	1
5	評議員会はこの法人の業務、財産状況又は役員の業務執行の状況について理事・監事に意見を述べ、また理事・監事に報告を求めることができる	1	0	1
	合 計	591	180	771

### 調査24

# 評議員の選任

- 作成例(24条) 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者

 $\bigcirc\bigcirc$ 

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者

 $\bigcirc\bigcirc$ 

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者

 $\bigcirc\bigcirc$ 

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

### | 24-1 | 1号(職員)評議員の定数・選任対象・選任方法

① 1号 (職員) 評議員定数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	絶対数	300	99	399
1	相対数	326	85	411
ウ	号数ごとの定数表記なし	17	4	21
	合 計	643	188	831

### 【ア. 絶対数の内訳】

調査数:大・短300/高99

1号評議員絶対数	大・短	高	合計
1人	4	3	7
2人	9	13	22
3人	23	20	43
4人	25	20	45
5人	41	12	53
6人	24	14	38
7人	33	5	38
8人	27	5	32
9人	17	4	21
10人	11	1	12
11人	16	1	17
12人	10	0	10
13人	9	0	9
14人	10	0	10
15人	5	0	5
16人	5	0	5
17人	2	0	2
18人	2	0	2
19人	6	0	6
20人	4	0	4
21人	3	0	3
22人	2	0	2
23人	3	0	3
24人	2	0	2
25人	1	0	1
26人	0	0	0
27人	1	1	2
28人	1	0	1
29人	0	0	0
30人	0	0	0
31~40人	3	0	3
50人以上	1	0	1
内訳計	300	99	399

※ 学園長・学校長が兼任の場合は、人数が少なくなる場合がある

### 【イ. 相対数の内訳】※ 少ない方の人数をカウント

調査数:大・短326/高85

	.,,_,,,		
1号評議員相対数(最小値)	大・短	高	合計
1人~	4	3	7
2人~	13	19	32
3人~	28	19	47
4人~	36	13	49
5人~	42	9	51
6人~	35	9	44
7人~	31	2	33
8人~	28	3	31
9人~	20	1	21
10人~	14	0	14
11人~	17	1	18
12人~	8	0	8
13人~	10	2	12
14人~	7	0	7
15人~	4	0	4
16人~	3	0	3
17人~	2	0	2
18人~	2	0	2
19人~	3	0	3
20人~	3	0	3
21人~	1	0	1
22人~	0	0	0
23人~	2	0	2
24人~	1	0	1
26人以上	1	0	1
上限人数のみ記載	11	4	15
内訳計	326	85	411

## ② 1号 (職員) 評議員選任対象

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	職員とだけあるもの	364	110	474
1	役職者を他の職員と区別	279	78	357
	合 計	643	188	831

### 【イ 区別する役職者の内訳】

調査数:大・短279/高78

No.	区別する役職者の内訳	大・短	高	合計
1	校長のみ区別したもの	150	62	212
2	校長+他の役職者を区別したもの	116	11	127
3	その他	13	5	18
	合 計	279	78	357

【No.3 その他の内訳】

調査数:大・短13/高5

その他の役職者	大・短	高	合計
学長がなく、役職者を区別	3	4	7
学長、役職者、25歳以上の職員	1	0	1
学長、他役職者、専任として5年以上勤務した者	1	0	1
学長、役職者、学部教授、教育職員、参事以上 の事務職員	1	0	1
学長、他役職者、勤続1年以上の専任職員で年 令25年以上の者	1	0	1
学長、専任かつ常勤の教職員	1	0	1
3年以上勤続する職員	1	0	1
専任職員	1	1	2
専任教員、事務員、技術院、用務員	1	0	1
専任教員(副学長、校長、副校長、教頭を含む)、 専任事務職員	1	0	1
修道会員である教職員	1	0	1
内訳計	13	5	18

## ③ 1号(職員)評議員選任方法

調査数:大・短643/高188

No.	1号評議員選任方法	大・短	高	合計
1	理事会で選任	286	71	357
2	理事会で推薦+評議員会で選任(作成例)	270	114	384
3	職員の内から選任(職員による互選、選挙)	32	4	36
4	教授会・委員会等による推薦	6	0	6
5	評議員会のみで選任	16	1	17
6	充て職	260	66	326
7	別に定める	16	0	16
8	その他	44	2	46
	合 計	930	258	1,188

※複数回答

【No.6 充て職の内訳】

調査数:大・短260/高66

充て職の1号評議員	大・短	高	合計
運営委員会委員長	1	0	1
課長	1	0	1
学園統括部長	1	0	1
学園本部長	1	0	1
学科長	1	0	1
学生部長	4	0	4
学長	259	60	319
学部長	30	0	30
学務局長	1	0	1
教頭	1	5	6
教務部長	1	0	1
経理部長	1	0	1
研究科長	2	0	2
財務部長	1	0	1
施設部長	1	0	1
事務局次長	1	0	1
事務局長	42	4	46
事務長	2	0	2
事務部長	2	0	2
事務副局長	1	0	1
主事	1	0	1
主任	1	0	1
宗教部長(局長・主事・主任)	6	0	6
庶務部長	1	0	1

(つづき)充て職の1号評議員	大・短	高	合計
図書館長	4	0	4
選任教職員	3	0	3
全学共通教育センター長	1	0	1
総務部長 (課長)	4	0	4
大学院委員長	1	0	1
大学院研究科長	1	0	1
大学教授会、幼稚園教諭会、事務職員会	1	0	1
大学事務長	1	0	1
大学部長	1	0	1
統括校長	1	0	1
特定の職務を担当する職員	1	0	1
入試部長、教務部長、教頭	1	0	1
父母の会部会長	1	0	1
附置研究所長	1	0	1
部長	3	0	3
副学長	29	3	32
副学部長	1	0	1
法人事業部事業執行責任者	1	0	1
法人本部事務局長	15	0	15
法人本部長	2	0	2
役職者・管理職	2	1	3
内訳計	438	73	511

### 【No.8 その他の内訳】

調査数:大・短44/高2

その他の選任方法	大・短	高	合計
理事長選任(指名)	2	0	2
理事長推薦+理事会選任(承認)	2	0	2
理事選考委員会選考+評議員会選任	1	0	1
理事会選任+理事長任命(委嘱)	3	0	3
理事会選出+評議員会意見+理事長選任	1	0	1
理事会推薦+職員選出	1	0	1
理事会推薦+会長任命	1	0	1
理事会指名	1	0	1
理事会決議+理事長委嘱	1	0	1
理事会選出+評議員会承認	1	0	1
理事会推薦+理事会選任	1	0	1
理事会委嘱	1	0	1
学長推薦+理事会選任	1	0	1
評議員選挙	1	0	1
評議員会推薦+理事会選任	1	0	1
評議員会意見+理事会選任	2	0	2
評議員の議決+理事会選任	1	0	1
大学教職員で互選+理事会選任	1	0	1
大学教授会互選	1	0	1
推薦された者	1	0	1
推薦+理事会選任	1	0	1
職員会推薦+理事会選任	2	0	2
職員互選+理事会選任	1	2	3
職員互選(学長、校長を除く)+理事会選任	1	0	1
理事会意見+宗務総長と学園長が選任	1	0	1
教授会、事務局長推薦+理事会選任	1	0	1
教職員推薦+理事会選任	1	0	1
教職員会で推薦する倍数の候補者+理事会選任	1	0	1
教授会推薦+理事会選任	1	0	1
学部教授会のうちから推薦+理事会選任、教育職員			
のうちから推薦+理事会推薦、事務役職者会議の推	1	0	1
薦+理事会選任			
学長推薦	2	0	2
学長指名	1	0	1
学長意見+理事長推薦+理事会選任	1	0	1
学長互選	1	0	1
職員互選+評議員会選任	1	0	1
専任職員中から専任職員が選出+理事会において 選任	1	0	1
評議員会に諮り+理事会選任	1	0	1
内訳計	44	2	46

## 24-2 2号 (卒業生) 評議員の定数・選任対象・選任方法

## ① 2号(卒業生)評議員定数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	絶対数	327	109	436
1	相対数	313	75	388
ウ	号数ごとの定数表記なし	3	4	7
	合 計	643	188	831

#### 【ア. 絶対数の内訳】

調査数:大・短327/高109

2号評議員絶対数	大・短	高	合計
1人	26	19	45
2人	71	42	113
3人	63	24	87
4人	48	13	61
5人	32	5	37
6人	27	2	29
7人	14	3	17
8人	4	1	5
9人	7	0	7
10人	7	0	7
11人	1	0	1
12人	6	0	6
13人	3	0	3
14人	2	0	2
15人	6	0	6
16人	1	0	1
17人	2	0	2
18人	1	0	1
19人	1	0	1
20人	0	0	0
21人	0	0	0
22人	0	0	0
23人	0	0	0
24人	1	0	1
25人	0	0	0
26人	0	0	0
27人	0	0	0
28人	1	0	1
31~40人	2	0	2
41~50人	1	0	1
内訳計	327	109	436

### 【イ. 相対数の内訳】※ 少ない方の人数をカウント

調査数:大・短313/高75

2号評議員相対数(最小値)	大・短	高	合計
1人~	36	21	57
2人~	64	22	86
3人~	63	12	75
4人~	47	8	55
5人~	31	6	37
6人~	15	2	17
7人~	11	0	11
8人~	5	0	5
9人~	5	0	5
10人~	5	0	5
11人~	2	0	2
12人~	1	0	1
13人~	3	0	3
15人~	2	0	2
16人~	3	0	3
17人~	1	0	1
20人~	1	0	1
23人~	2	0	2
25人~	1	0	1
26人以上	2	0	2
上限人数のみ記載	13	4	17
内訳	計 313	75	388

## ② 2号(卒業生)評議員選任対象

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

No.	2号評議員選任対象	大・短	高	合計
1	年齢25歳以上	621	183	804
2	同窓会(校友会)の推薦する者	11	2	13
3	同窓会会長(充て職)	3	0	3
4	特定の宗派を限定	5	3	8
5	卒業した者 (同窓生・校友会) とあるのみ	10	2	12
6	年齢30歳以上	7	1	8
7	その他	4	1	5
	슴 計	661	192	853

【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短4/高1

その他の選任対象	大・短	高	合計
教育方針に理解のある者	1	0	1
法人が設置する学校(大学を除く)を昭和48年			
3月31日までに卒業した者のうちから理事会	1	0	1
において選任した者4人			
この法人に3年以上勤続した職員(現に常時勤	1	0	1
務する職員を除く)の同窓会員	_		
地域を代表する者	0	1	1
同窓会員	1	0	1
内訳計	4	1	5

## ③ 2号(卒業生)評議員選任方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	640	188	828
1	規定なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

調査数:大・短640/高188

No.	2号評議員選任方法	大・短	高	合計
1	理事会で選任	550	179	729
2	同窓会の推薦(意見をきく)+理事会選任	19	3	22
3	評議員会の推薦(意見をきく)+理事会選   任	4	0	4
4	卒業生の内から選任(互選含む)のみ	8	1	9
5	校友会(同窓会)で選任(互選含む)	12	0	12
6	評議員会で選任	15	5	20
7	理事会の推薦+評議員会で選任 (決定)	3	0	3
8	理事長が選任 (推薦含む)	0	0	0
9	充て職 (同窓会会長など)	3	0	3
10	その他	31	0	31
	合 計	645	188	833

### 【No.10 その他の内訳】

調査数:大・短31/高0

その他の選任対象	大・短	高	合計
理事長推薦+理事会で承認	1	0	1
理事選考委員会の選考候補者+評議員会が選任	1	0	1
理事会選任+理事長任命	2	0	2
理事会選任+理事長委嘱	1	0	1
理事会選出+評議員会意見+理事長選任	1	0	1
理事会推薦+会長任命	1	0	1
理事会決議+理事長委嘱	1	0	1
理事会において別に定める規則により選出し、理事 会で選任する	1	0	1
理事会において委嘱	1	0	1
別に定める	9	0	9
評議員選考委員会選任	1	0	1
評議員選挙	1	0	1
同窓会役員会推薦	1	0	1
同窓会長指名	1	0	1
同窓会会則により推薦	1	0	1
卒業生等の組織による投票	1	0	1
職員互選+理事会選任	1	0	1
理事会意見+宗務総長と学園長が選任	1	0	1
校友会推薦	1	0	1
校友会の推薦する倍数の候補者+理事会選任	1	0	1
関係団体推薦+評議員会選任	1	0	1
院長推薦	1	0	1
	31	0	31

## 24-3 3号(学識経験者)評議員の定数・選任対象・選任方法

## ① 3号(学識経験者)評議員定数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	絶対数	207	89	296
1	相対数	427	94	521
ウ	号数ごとの定数表記なし	9	5	14
	合 計	643	188	831

#### 【ア. 絶対数の内訳】

調査数:大・短207/高89

3号評議員絶対数	大・短	高・他	合計
1人	1	2	3
2人	2	2	4
3人	3	3	6
4人	9	2	11
5人	16	4	20
6人	15	12	27
7人	29	17	46
8人	15	7	22
9人	25	13	38
10人	16	6	22
11人	11	7	18
12人	21	4	25
13人	8	2	10
14人	2	4	6
15人	10	2	12
16人	6	0	6
17人	6	1	7
18人	4	0	4
19人	1	1	2
20人	2	0	2
21人	2	0	2
22人	1	0	1
23人	0	0	0
24人	0	0	0
25人	1	0	1
26人	1	0	1
内訳計	207	89	296

### 【イ. 相対数の内訳】※ 少ない方の人数をカウント

調査数:大・短427/高94

3号評議員相対数(最小値)	大・短	高	合計
1人~	1	0	1
2人~	6	1	7
3人~	10	4	14
4人~	21	8	29
5人~	31	14	45
6人~	29	14	43
7人~	54	13	67
8人~	39	7	46
9人~	40	9	49
10人~	47	4	51
11人~	33	5	38
12人~	19	2	21
13人~	11	2	13
14人~	14	1	15
15人~	13	1	14
16人~	9	1	10
17人~	8	0	8
18人~	10	0	10
19人~	7	0	7
20人~	3	0	3
21人~	3	1	4
22人~	5	0	5
24人~	1	0	1
26人以上	4	1	5
上限人数のみ記載	9	6	15
内訳計	427	94	521

## ② 3号(学識経験者)評議員選任対象

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	643	187	830
1	規定なし	0	1	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短643/高187

No.	3号評議員選任対象	大・短	高	合計
1	学識経験者・有識者	617	180	797
2	理事 (一部の場合)	155	75	230
3	父母・保護者	119	51	170
4	功労者・協力者・援助者	105	24	129
5	理事長	51	12	63
6	特定宗派の役員、信者	62	11	73
7	学園長・総長・理事全員	48	8	56
8	創立者・縁故者	12	2	14
9	運営に理解ある者・経験者	7	3	10
10	支援団体から推進された者	6	0	6
11	法人・関連団体の関係者	34	4	38
12	対象者についての規定なし	26	3	29
13	その他	5	4	9
	合 計	1,247	377	1,624

※複数回答

【No.13 その他の内訳】

調査数:大・短5/高4

その他の選任対象	大・短	高	合計
功労者の親族	1	0	1
常務理事の職になる者	1	0	1
理事長経験者	0	1	1
役員経験者	0	1	1
職業的専門性を有する者	1	0	1
理事全員	1	0	1
商議員	1	0	1
PTA会長	0	1	1
PTA副会長	0	1	1
在校生の保護者であって、学内会の会員に直 近の1年間に渡って在籍した者	0	1	1
学校の所在する地域に在住、もしくは在職す る者	0	1	1
内訳計	5	6	11

## ③ 3号(学識経験者)評議員選任方法

調査数:大・短643/高188

No.	3号評議員選任方法	大・短	高	合計
1	理事会で選任	560	179	739
2	充て職	115	32	147
3	理事が選ぶ (互選含む)	52	30	82
4	理事長が選任(推薦含む)	5	3	8
5	評議員会で選任(互選含む)	67	15	82
6	評議員会の推薦(意見を聴く)+理事会で選任	7	1	8
7	理事会の推薦+評議員会で選任(決定)	10	2	12
8	宗教団体・後援会等の推薦	11	2	13
9	宗教団体・後援会等の推薦+理事会選任(承認)	11	11	22
10	選考委員会による選任	2	0	2
11	その他	44	8	52
	合 計	884	283	1,167

### 【No.11 その他の内訳】

調査数:大・短44/高8

その他の選任対象	大・短	高	合計	
学長・副学長推薦	1	0	1	
学長推薦	1	0	1	
関係団体推薦+理事会選任	0	1	1	
関係団体推薦+評議員会選任	1	0	1	
理事会意見+宗務総長と学園長が選任する	1	0	1	
学内会推薦+理事会選任	0	1	1	
一部、選任方法不明	1	1	2	
商議員推薦	1	0	1	
商議員互選	1	0	1	
選挙	1	0	1	
卒業生等の組織による投票	1	0	1	
大学が推薦+評議員会選任	1	0	1	
評議員会推薦	2	0	2	
付属病院長の互選	1	0	1	
評議員推薦+評議員会議決	1	0	1	
父母・保護者互選	1	3	4	
父母会推薦+学長選出	1	0	1	
学長推薦+理事会選任	1	0	1	
別に定める	6	0	6	
協議によって定める	0	1	1	
理事長、副理事長、専務理事、常務理事の合議によ	_		_	
り推薦+理事会選任	1	0	1	
本法人の創立者およびその後継人、あるいはその代				
表と認められる者	1	0	1	
理事会指名	1	0	1	
理事会推薦(委嘱)	2	0	2	
理事会において適当と認めた者	1	0	1	
理事会選出+理事会選任	1	0	1	
理事会議決+理事長が委嘱	2	0	2	
理事会推薦	3	0	3	
院長と各学長が推薦	1	0	1	
院長推薦	1	0	1	
理事会推薦または全国知事会推薦+会長任命	1	0	1	
理事会選出+評議員会意見+理事長選任	1	0	1	
理事会選任+理事長任命(委嘱)	3	0	3	
理事選考委員会選考した候補者+評議員会選任	1	0	1	
理事長選任	1	0	1	
理事長推薦+理事会選任	3	0	3	
姉妹法人からの派遣理事	0	1	1	
内訳計	47	8	55	

# 調査25 評議員の任期

- 作成例(25条) 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者 の残任期間とすることができる。
  - 2 評議員は、再任されることができる。

## 25-1 評議員の任期

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	643	187	830
1	規定なし	0	1	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短643/高187

No.	任期	大・短	高	合計
1	4年	250	96	346
2	3年	215	49	264
3	2年	154	37	191
4	5年	12	4	16
5	1年	3	1	4
6	その他	9	0	9
	合 計	643	187	830

【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短9/高0

その他評議員の任期	大・短	高	合計
職員の推薦で選任された評議員、卒業生、特定宗派、			
保護者=3年	1	0	1
それ以外の評議員=任期の記載なし			
職員評議員2年、2.3号評議員4年	1	0	1
職員評議員2年、他4年	1	0	1
学長・理事長以外2年	1	0	1
理事長・学長・副学長・役員・職員は、職を退いた とき。その他は4年	1	0	1
保護者1年、職員2年、卒業生・学識経験者4年	1	0	1
保護者は1年、それ以外は2年	1	0	1
内部評議員3年、外部評議員2年	1	0	1
1年以上3年以内で、選任の際に理事会が定める	1	0	1
内訳計	9	0	9

## | 25-2 | 評議員任期満了後の規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	321	84	405
1	規定なし	322	104	426
	合 計	643	188	831

調査数:大・短321/高84

No.	任期	大・短	高	合計
1	任期満了の後でも、後任の評議員が選任され るまでは、なお、その職務を行う	320	84	404
2	任期の途中で退任した評議員は、後任が決ま るまでその職務を行うものとする	1	0	1
	合 計	321	84	405

## 調査26 評議員の解任及び退任

#### 26-1 評議員の解任

- 作成例(26条) 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2 以上の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

#### ① 評議員の解任方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	636	187	823
1	規定なし	7	1	8
	合 計	643	188	831

調査数:大・短636/高187

No.	解任方法	大・短	高	合計
1	評議員会議決	566	183	749
2	理事会意見(議決)+評議員会議決(決定)	22	1	23
3	理事会議決	23	1	24
4	評議員会意見(議決)+理事会議決(決定)	15	1	16
5	理事長が解任	0	0	0
6	その他	10	1	11
	合 計	636	187	823

#### 【No.1・2・4 評議員会議決の内訳】

調査数:大・短603/高185

	評議員会議決	大・短	高	合計
Α	評議員総数2/3議決	559	181	740
В	出席評議員の2/3議決	4	0	4
С	評議員総数3/4議決	4	1	5
D	出席評議員の3/4議決	2	0	2
E	議決数について表記なし	24	1	25
F	その他	10	2	12
	슴 計	603	185	788

### 【F その他の内訳】

調査数:大・短10/高2

その他の評議員会議決	大・短	高	合計
出席評議員の過半数	1	0	1
評議員総数の過半数	3	2	5
評議員3/4以上出席、出席評議員3/4以上 議決	1	0	1
評議員総数2/3以上出席、出席評議員2/3 以上議決	4	0	4
評議員総数3/4以上出席、評議員総数2/3 以上議決	1	0	1
合 計	10	2	12

### 【No.2・3・4 理事会議決の内訳】

調査数:大・短60/高3

	理事会議決	大・短	高	合計
а	理事総数の2/3以上議決	18	1	19
b	出席理事の2/3以上議決	1	1	2
С	理事総数の3/4以上議決	8	0	8
d	議決数について表記なし	14	1	15
е	その他	19	0	19
	슴 計	60	3	63

#### 【 e その他の内訳】

調査数:大・短19/高0

その他の理事会議決	大・短	高	合計
理事総数の過半数	1	0	1
理事総数の2/3以上同意	1	0	1
出席理事半数が不適任と認めた場合、評議 員会の意見を聴き、理事会議決	1	0	1
理事総数2/3以上出席、理事総数2/3以上	1	0	1
理事総数3/4以上出席、理事総数2/3以上、 評議員会意見	2	0	2
理事総数3/4以上出席、理事総数3/4以上	7	0	7
理事総数2/3以上出席、理事総数2/3以上	3	0	3
理事総数3/4以上出席、理事総数2/3以上	3	0	3
合 計	19	0	19

#### 【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短10/高1

その他の解任方法	大・短	高	合計
評議員の2/3以上同意	1	0	1
理事総数過半数発議、理事総数2/3以上議決、出席			
評議員2/3以上議決または、評議員総数過半数発	1	0	1
議、出席評議員2/3以上議決			
当該者が選任された理事会又は評議員会におい	1	0	1
て理事または評議員総数の2/3以上議決	1	0	1
理事総数3/4以上出席した理事会において、理事			
総数2/3以上の議決により、これを解任すること			
ができる。ただし、1号評議員の職員から選任評	1	0	1
議員は、評議員総数の3/4以上出席した評議員会	1		1
において、評議員総数2/3以上の議決も必要とす			
る。			
評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決を得	1	0	1
て、理事長がこれを解任	1		1
役員の解任方法準用	5	1	6
合 計	10	1	11

## ② 評議員の解任事由の有無・解任事由

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	634	187	821
1	規定なし	9	1	10
	合 計	643	188	831

調査数:大・短634/高187

No.	解任事由	大・短	高	合計
1	心身の故障	631	187	818
2	(重大な) 非行	624	186	810
3	法令の規定、寄附行為、職務上の義務違反	58	4	62
4	評議員として不適当	14	0	14
5	その他	10	0	10
	合 計	1,337	377	1,714

【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短10/高0

その他解任事由	大・短	高	合計
この法人又は設置学校の名誉を毀損し、又は社会的 信用を失墜させたとき	1	0	1
私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に規定する 事由に該当	1	0	1
死亡	1	0	1
倫理綱領その他の諸規程に著しく違反	1	0	1
施行規則に定める	1	0	1
法人の名誉を毀損又は、信用を失墜	1	0	1
この法人の名誉又は社会的信用を傷つけたとき。この法人に多大な損害を与えたとき	1	0	1
職務を尽くさない者	1	0	1
後見開始	1	0	1
保佐開始	1	0	1
破産	1	0	1
この法人の解散	1	0	1
内訳計	12	0	12

## 26-2 評議員の退任

- 作成例(26条) 2 評議員は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	632	187	819
1	規定なし	11	1	12
	合 計	643	188	831

#### 調査数:大・短632/高187

No.	退任事由	大・短	高	合計
1	任期の満了	630	187	817
2	辞任	631	187	818
3	死亡	613	182	795
4	学校教育法9条各号に掲げる事由に該当	13	1	14
5	評議員の地位(資格)喪失時	15	1	16
6	私立学校法第38条第8項第1.2号に掲げる事 由	16	2	18
7	その他	17	0	17
	合 計	1,935	560	2,495

※複数回答

#### 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短17/高0

その他退任事由	大・短	高	合計
私立学校法第38条第8項第1号に掲げる事由	1	0	1
私立学校法第38条第8項各号に掲げる事由	1	0	1
禁錮以上の刑に処せられたとき	1	0	1
心身の故障	2	0	2
成年被後見人または被保佐人となりたる場合	1	0	1
後見開始	1	0	1
保佐開始	1	0	1
破産	1	0	1
この法人の解散	1	0	1
定年	4	0	4
評議員を解任された時	1	0	1
別に定める	2	0	2
内訳計	17	0	17

# 調査27 資産

#### ■ 作成例(27条) この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

調査数:大・短643/高188

No.	資産の内容	大・短	高	合計
1	財産目録記載のとおりとする(作成例)	558	176	734
2	授業料・入学金ほか	81	13	94
3	資産から生じる果実	81	13	94
4	寄附金品、補助金	83	13	96
5	その他の収入	83	13	96
6	収益事業から生ずる収入	18	3	21
7	(別紙) 財産目録記載の財産	79	13	92
8	その他	10	0	10
	合 計	993	244	1,237

※複数回答

【No.8 その他の内訳】

調査数:大・短10/高0

その他資産	大・短	高	合計
この法人の全ての収入支出及び資産は、法令の定め			
るところに従って、明確に計画及び整理し、その効	1	0	1
率的な使用並びに保全につとめるものとする			
収益事業から生ずる利益金	1	0	1
寄附による動産、不動産	1	0	1
助成金	1	0	1
宗教法人支出金	2	0	2
別紙財産目録記載の動産(および不動産)	2	0	2
宗教法人の回付金	1	0	1
国及び地方公共団体からの交付金	1	0	1
内訳計	10	0	10

## 調査28 資産の区分

- 作成例(28条) この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産(及び収益事業用 財産)とする。
  - 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来 基本財産に編入された財産とする。
  - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産 目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財 産とする。
    - 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産 とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事 業用財産に編入された財産とする。

### 28-1 収益事業用財産の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	156	55	211
1	規定なし	487	133	620
	合 計	643	188	831

### 28-2 寄附金品規定の有無

■ 作成例(28条) 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産(又は収益事業用財産)に編入する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	625	186	811
1	規定なし	18	2	20
	合 計	643	188	831

## 調査29 基本財産の処分の制限

■ 作成例(29条) 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

## 29-1 基本財産の処分の制限

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	637	187	824
1	規定なし	6	1	7
	合 計	643	188	831

調査数:大・短637/高187

No.	処分制限の対象	大・短	高	合計
1	基本財産のみ処分を制限	545	174	719
2	基本財産+運用財産の処分を制限	86	13	99
3	基本財産+運用財産+収益事業用財産の処分 を制限	1	0	1
4	その他	5	0	5
	合 計	637	187	824

#### 【No.4 その他の内訳】

調査数:大・短5/高0

その他の処分制限	大・短	高	合計
この法人の資産は、理事長が管理し処分する	1	0	1
奨学基金を除いた基本財産	1	0	1
基本財産+不動産および積立金の目的外の運用 財産	1	0	1
(重要な) 資産	2	0	2
合 計	5	0	5

## 29-2 基本財産の一部処分の方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	628	186	814
1	規定なし	15	2	17
	合 計	643	188	831

#### 調査数:大・短628/高186

No.	処分の方法	大・短	高	合計
1	理事会の特別多数議決によるもの	585	183	768
2	理事会の過半数議決によるもの	2	0	2
3	評議員会の議決によるもの	2	0	2
4	議決数の規定なし	19	0	19
5	その他	20	3	23
	合 計	628	186	814

#### 【No.1 理事会議決の内訳】

調査数:大・短585/高183

	処分に必要な理事会議決数	大・短	高	合計
Α	理事総数の2/3以上	567	182	749
В	理事総数の3/4以上	4	0	4
С	出席理事の2/3以上	8	0	8
D	その他	6	1	7
	슴 計	585	183	768

#### 【D その他の理事会議決数】

調査数:大・短6/高1

その他議決数	大・短	高	合計
理事会において、理事総数の2/3以上議決、評議 員会承認	1	0	1
理事総数3/4以上議決+評議員総数3/4以上議決	1	0	1
基本財産の処分は、理事総数の3/2以上議決 運用財産中の不動産及び積立金を処分は、理事 会において出席理事の2/3以上議決	1	0	1
理事総数2/3以上出席、出席理事3/4以上議決	1	0	1
理事総数の4/5以上議決	1	1	2
理事の2/3以上の同意	1	0	1
合 計	6	1	7

【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短20/高3

その他の処分方法	大・短	高	合計
理事総数3/4以上議決+評議員会意見	1	0	1
理事総数2/3以上議決+評議員会議決	3	1	4
理事総数2/3以上議決+出席評議員2/3以上議決	1	1	2
理事総数2/3以上議決+評議員会議決	1	0	1
理事総数2/3以上議決+評議員会意見	1	0	1
理事総数2/3以上議決+評議員会諮問	1	0	1
理事全員同意+出席評議員2/3以上同意	1	0	1
理事全員同意	2	0	2
理事会全員議決+出席評議員2/3以上議決	1	0	1
理事会決定+評議員会承認	1	0	1
理事会議決+評議員会諮問	1	0	1
理事会議決+評議員会意見	2	0	2
理事会議決+評議員会議決	1	0	1
理事2/3以上同意+評議員2/3以上同意	1	0	1
出席理事過半数議決	0	1	1
評議員会承認	1	0	1
評議員会の意見+理事会の決議。処分する基本			
財産が校地、校舎の場合は、評議員会の決議+	1	0	1
理事総数2/3以上決議			
合 計	20	3	23
-			•

## 調査30 積立金の保管

■ 作成例(30条) 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

## 30-1 積立金の保管対象

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	612	185	797
1	規定なし	31	3	34
	合 計	643	188	831

調査数:大・短612/高185

No.	保管対象	大・短	高	合計
1	基本財産の積立金+運用財産積立金	536	178	714
2	運用財産積立金のみ	30	0	30
3	運用財産現金のみ	29	5	34
4	基本財産の積立金のみ	4	0	4
5	その他	13	2	15
	合 計	612	185	797

【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短13/高2

その他保管対象	大・短	高	合計
運用財産	1	0	1
基本財産+運用財産のうち現金	1	0	1
基本財産+運用財産+有価証券+特定資産	1	0	1
基本財産+運用財産+収益事業用財産	0	1	1
基本財産+有価証券等の金融資産	1	0	1
基本財産の現金+運用財産の現金	2	0	2
基本財産及び運用財産中の積立金または現金	1	0	1
基本財産現金のみ	1	0	1
金融資産	1	0	1
資産 (資金)	3	0	3
積立金とのみ記載	1	0	1
別に定める	0	1	1
合 計	13	2	15

## 30-2 積立金の保管方法

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	612	184	796
1	規定なし	31	4	35
	合 計	643	188	831

### 調査数:大・短612/高184

No.	保管方法	大・短	高	合計
1	保管の方法を具体的に列記したもの	589	183	772
2	確実な方法で保管する、のみのもの	16	0	16
3	理事会が決定した方法	0	1	1
4	方法について規定なし	1	0	1
5	その他	6	0	6
	合 計	612	184	796

#### 【No.1 具体的な保管方法】

調査数:大・短589/高183

	具体的な保管方法	大・短	高	合計
Α	確実な銀行定期預金	523	165	688
В	確実な有価証券	571	179	750
С	確実な信託銀行	546	174	720
D	定額郵便貯金(ゆうちょ銀行)	506	169	675
Е	その他	73	22	95
	슴 計	2,219	709	2,928

### 【E その他の具体的な保管方法】

調査数:大・短73/高22

その他具体的な保管方法	大・短	高	合計
安全かつ確実なる有価証券	1	0	1
安全かつ確実な方法	0	1	1
確実なる銀行に預託	1	8	9
確実なる社債	2	0	2
確実なる方法	1	0	1
確実な金融機関に(定期)預貯金、信託	5	0	5
確実な銀行(信用組合、信用金庫)に預入	8	0	8
金融機関に預金	1	0	1
銀行預金	17	0	17
元本保証の預貯金	3	0	3
国債	5	0	5
信託	1	0	1
信託会社に信託	2	0	2
信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信 託	1	0	1
信託銀行に信託	5	0	5
信用ある銀行に定期預金	1	0	1
信用金庫に定期預金	1	0	1
信用組合の預金	1	0	1
地方公債	3	0	3
定期貯金	1	0	1
定期預金	24	0	24
普通預金	1	13	14
別に定める資金の運用に関する規程により保管	1	0	1
有価証券	4	0	4
有利かつ確実な方法	1	0	1
郵便局	2	0	2
郵便貯金	27	6	33
預貯金	5	1	6
理事会が確実と認めた積立方法	0	1	1
理事会が認めた確実な団体に運用を委託	0	1	1
合 計	125	31	156

### 【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短6/高0

その他の保管方法	大・短	高	合計
資金運用管理規程により、安全、確実な保管及び運用を行うこととする	1	0	1
安全性と有利性を考慮して運用し、理事長が管理及び保管	1	0	1
確実な運用を図り、その証券、通帳等は理事長が保管	1	0	1
安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図るものとする	1	0	1
確実な金融機関に預託、別に定める資金の運用に関する規 則による	1	0	1
有利適切に管理し、安全確実に理事長がこれを保管	1	0	1
合 計	6	0	6

# 調査31 経費の支弁

■ 作成例(31条) この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	625	188	813
1	規定なし	18	0	18
	合 計	643	188	831

調査数:大・短625/高188

No.	経費を支弁する財産	大・短	高	合計
1	基本財産+運用財産	552	183	735
2	運用財産からのみ	60	3	63
3	基本財産+運用財産+収益事業財産	5	2	7
4	その他	8	0	8
	合 計	625	188	813

【No.4 その他の内訳】

調査数:大・短8/高0

その他支弁する財産	大・短	高	合計
運用財産+教団からの経営補助金	1	0	1
この法人の資産	1	0	1
寄附金+財産より生ずる果実及び授業料、入学 金その他の収入	1	0	1
基本財産+運用財産+附属病院収入+寄付金	1	0	1
運用財産+補助金又は助成金+寄附金	1	0	1
基本財産+運用財産+宗教法人からの援助金 または公共団体の援助金	1	0	1
基本財産+運用財産+補助金+寄附金	1	0	1
資産+その他の運用財産(不動産及び積立金を 除く)	1	0	1
合 計	8	0	8

## 調査32 会計

- 作成例(32条) この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
  - 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

調査数:大・短643/高188

	学校会計と収益事業会計の区分の規定	大・短	高	合計
ア	区分あり(作成例1.2項)	184	60	244
1	区分なし(作成例1項のみ)	455	123	578
ウ	規定なし	4	5	9
	合 計	643	188	831

### 予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画

#### 33-1 予算及び事業計画の承認・変更に必要な議決数

- 作成例(33条) この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、 理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。 これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
  - 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において 理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した 理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加 えようとするときも、同様とする。

(※ 第2項は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となります。)

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	636	187	823
1	規定なし	7	1	8
	合 計	643	188	831

調査数:大・短636/高187

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の2/3以上	502	114	616
2	理事総数の2/3以上	77	62	139
3	出席理事の過半数	7	3	10
4	理事総数の過半数	2	4	6
5	理事総数の3/4以上	1	0	1
6	議決数について規定なし	25	2	27
7	その他	22	2	24
	合 計	636	187	823

### 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短22/高2

その他議決数	大・短	高	合計
評議員会の意見+出席理事の2/3以上議決	2	0	2
評議員会の意見+理事会の議決	4	0	4
評議員会の意見+理事総数の2/3以上議決	1	0	1
評議員会の議決	2	0	2
出席評議員の過半数議決+出席理事の2/3以上議決	0	1	1
出席評議員の2/3以上議決+出席理事の2/3以上議決	0	1	1
評議員会の議決+理事総数の2/3以上議決	6	0	6
理事の2/3以上同意	1	0	1
理事総数の2/3以上が出席した理事会における出席 理事の3/4以上議決	1	0	1
評議員の意見+理事総数の2/3以上議決	1	0	1
評議員会の意見+出席理事の過半数議決	1	0	1
評議員会の意見+理事会議決	3	0	3
合 計	22	2	24

### | 33-2 | 法人事業に関する中期的な計画

- 作成例(33条) 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
  - (※ 第2項は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となります。)

#### ① 法人事業に関する中期的な計画の規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり(定数)	124	0	124
1	規定あり(相対数)	490	9	499
ウ	規定なし	29	179	208
	合 計	643	188	831

#### ② 定数による中期的な計画の期間 (ア規定あり回答)

調査数:大・短124/高0

No.	中期的計画の期間(定数)	大・短	高	合計
1	4年	6	0	6
2	5年	100	0	100
3	6年	4	0	4
4	7年	1	0	1
5	8年	0	0	0
6	その他	13	0	13
	合 計	124	0	124

【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短13/高0

その他の定数期間	大・短	高	合計
3年	1	0	1
定める期間ごと	1	0	1
理事会で定める期間ごと	10	0	10
理事会が別に定める期間ごと	1	0	1
合 計	13	0	13

## ③ 相対数による中期的な計画の期間 (イ規定あり回答)

調査数:大・短490/高9

	中期的計画の期間(相対数)	大・短	高	合計
Α	3~5年	74	4	78
В	4~5年	2	0	2
С	5~6年	10	0	10
D	5~10年	154	0	154
Е	6~7年	98	0	98
F	その他	152	5	157
	合 計	490	9	499

#### 【E その他の内訳】

調査数:大・短152/高5

その他の相対数期間	大·短	高	合計
2~5年	1	0	1
3~6年	15	1	16
3~7年	23	0	23
3~10年	14	4	18
4年以上	2	0	2
4~6年	15	0	15
4~7年	4	0	4
4~8年	5	0	5
4~10年	5	0	5
4~12年	1	0	1
5年以内	4	0	4
5年以上	24	0	24
5年以上において理事会で定める期間ごと	3	0	3
5~7年	1	0	1
5~8年	26	0	26
5~9年	4	0	4
5~14年	1	0	1
5~15年	3	0	3
6~12年以内	1	0	1
合 計	152	5	157

## ④ 法人事業に関する中期的な計画に関する議決数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	627	9	636
1	規定なし	16	179	195
	合 計	643	188	831

調査数:大・短627/高9

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の2/3以上	548	9	557
2	理事総数の2/3以上	40	0	40
3	出席理事の過半数	5	0	5
4	理事総数の過半数	2	0	2
5	理事総数の3/4以上	0	0	0
6	議決数について規定なし	17	0	17
7	その他	15	0	15
	合 計	627	9	636

# 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短15/高0

その他議決数	大・短	高	合計
評議員会の意見+理事会の議決	6	0	6
評議員会の意見+出席理事の2/3以上議決	5	0	5
評議員会の議決	1	0	1
評議員会の議決+理事会の議決	1	0	1
評議員会の議決+理事総数の2/3以上議決	1	0	1
理事総数の2/3以上が出席した理事会におけ る出席理事の3/4以上議決	1	0	1
合 計	15	0	15

#### 調査34

## 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

■ 作成例(34条) 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

#### 予算外の新たな義務負担・権利放棄に必要な議決数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	586	185	771
1	規定なし	57	3	60
	合 計	643	188	831

調査数:大・短586/高185

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の2/3以上	475	111	586
2	理事総数の2/3以上	88	68	156
3	出席理事の過半数	4	3	7
4	理事総数の過半数	2	1	3
5	理事総数の3/4以上	2	0	2
6	評議員会の議決を要するもの	4	1	5
7	評議員会の議決のみ	0	0	0
8	議決数について規定なし	7	0	7
9	その他	4	1	5
	合 計	586	185	771

#### 【No.9 その他の内訳】

調査数:大・短4/高1

その他議決数	大・短	高	合計
評議員の意見+理事総数の2/3以上議決	2	0	2
出席評議員の2/3以上議決+出席理事の2/3以 上議決	0	1	1
理事会及び評議員会の同意	1	0	1
理事総数の2/3以上が出席した理事会における 出席理事の3/4以上議決	1	0	1
合 計	4	1	5

## 調査35 決算及び実績の報告

- 作成例(35条) この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
  - 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議 員会に報告し、その意見を求めなければならない。
  - 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

#### 35-1 決算の規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	640	188	828
1	規定なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

## | 35-2 | 監事の意見添付の規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	638	188	826
1	規定なし	5	0	5
	合 計	643	188	831

# 調査36 財産目録等の備付け及び閲覧

#### │36-1│ 作成に関する規定の有無

■ 作成例(36条) この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計 算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所 を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	640	188	828
1	規定なし	3	0	3
	合 計	643	188	831

調査数:大・短640/高188

規定の内容	大・短	高	合計
作成例どおり	634	187	821
作成例+監事の意見を求める	2	0	2
作成例+電磁的記録により作成することができる	1	0	1
作成例のうち、役員等名簿の記載なし	2	1	3
作成例+監事の意見を附す+常に事務所に備える	1	0	1
合 計	640	188	828

#### 36-2 備付け・閲覧に関する規定の有無

■ 作成例(36条) 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
(※ 第2項について、都道府県知事所轄の学校法人は、役員等名簿と寄附行為を除き、利害関係人から請求があった場合に限定することができます。)

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

規定の内容	大・短	高	合計
作成例どおり	638	184	822
ただし、本法人が閲覧に供しない正当な理由があ ると判断した場合は、請求に応じないことがある	1	0	1
作成例+作成日から5年備えて置く	2	1	3
作成例+役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録 等については、在学する者その他の利害関係人か ら請求があった場合に限る	0	2	2
役員等名簿、監査報告書、役員報酬当支給基準、 寄附行為の記載なし	1	0	1
役員等名簿、寄附行為の記載なし	0	1	1
合 計	642	188	830

#### 36-3 個人住所の除外に関する規定の有無

■ 作成例(36条) 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の 請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所 に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	634	185	819
1	規定なし	9	3	12
	合 計	643	188	831

調査数:大・短634/高185

規定の内容	大・短	高	合計
作成例どおり	633	185	818
役員等名簿に記載された事項中、役職名及び氏名 に限り、同項の閲覧をさせることができる	1	0	1
合 計	634	185	819

- 作成例(37条) この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
  - (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
  - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
  - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
  - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(※ 第37条は、都道府県知事所轄の学校法人には適用外となります。)

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	632	6	638
1	規定なし	11	182	193
	合 計	643	188	831

調査数:大・短632/高6

No.	公表する内容	大・短	高	合計
1	寄附行為	6	0	6
2	監査報告書	7	0	7
3	財産目録	7	0	7
4	貸借対照表	6	0	6
5	収支計算書	5	0	5
6	事業報告書	6	0	6
7	役員名簿	6	0	6
8	役員報酬等の支給の基準	4	0	4
9	1~8すべて	615	6	621
10	「私立学校法第63条の2」の定めによるもの とし、遅滞なくインターネットの利用により 行わなければならない	1	0	1
	合 計	663	6	669

※ 複数回答

# 調査38 役員の報酬

■ 作成例(38条) 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	624	183	807
1	規定なし	19	5	24
	合 計	643	188	831

調査数:大・短624/高183

No.	役員報酬記載内容	大・短	高	合計
1	作成例どおり	592	102	694
2	「支給することができる」のみ	0	0	0
3	地位についてのみ支給せず	4	2	6
4	「支給しない」のみ	4	4	8
5	その他	24	75	99
	合 計	624	183	807

#### 【No.5 その他の内訳】

調査数:大・短24/高75

その他の記載内容	大・短	高	合計
$\lceil 1 \rfloor + \lceil 3 \rfloor$	10	3	13
「1」+法人の経営状況、職員の給与及びその 他の事情を考慮して定めるものとする	1	0	1
「1」+理事会評議員会の議決	1	2	3
「1」+職務を執行するために要した費用を弁 償することができる	0	7	7
「1」+「3」+職務を執行するために要した 費用を弁償することができる	2	37	39
「1」+「4」+職務を執行するために要した 費用を弁償することができる	0	1	1
「2」+「3」+職務を執行するために要した 費用を弁償することができる	0	3	3
「3」+職務を執行するために要した費用を弁 償することができる	0	1	1
「4」+職務を執行するために要した費用を弁 償することができる	0	2	2
「3」+特に業務を委嘱した場合に報酬を支払 うことがある+職務を執行するために要した 費用を弁償することができる	0	1	1
「1」+「3」+職務を執行するために要した 費用を弁償することができる+別に定める	0	1	1
「1」+「3」+職務を執行するために要した 費用を弁償することができる+勤務実態に即 して支給	1	10	11
「3」+職務を執行するために要した費用を弁 償することができる+勤務実態に即して支給	0	1	1
「1」+「3」+勤務実態に即して支給	1	3	4
「1」+「3」+常勤である理事長及び理事については、その職務の内容に応じて報酬を支給することができる	1	0	1
「1」+「3」+文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業者の給与、学園の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないような支給基準を定めなければならない	1	0	1
別に定める+理事会で決定	2	0	2
文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業者の給与、学園の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないような支給基準を定め支給しなければならない	1	0	1

(つづき)その他の記載内容	大・短	高	合計
「3」+現業の職務について報酬を受けること を妨げるものではない	0	1	1
「4」+旅費規定を準用し、旅費を支給	1	0	1
「4」+勤務実態に即して支給	1	0	1
原則無報酬、一部理事は理事会評議員会で決める+職員理事以外は日当を支給	0	1	1
別に定める	1	1	2
合 計	24	75	99

# 調査39 資産総額の変更登記

■ 作成例(39条) この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終 了後3月以内に登記しなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	595	187	782
1	規定なし	48	1	49
	合 計	643	188	831

調査数:大・短595/高187

No.	登記	するまでの期間	大・短	高	合計
1	会計年度終了後	2月以内	63	24	87
2	"	3月以内	532	162	694
3	"	4週間以内	0	1	1
		合 計	595	187	782

# 調査40 会計年度

■ 作成例(40条) この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	616	186	802
1	規定なし	27	2	29
	合 計	643	188	831

## 調査41 解散

#### 41-1 解散事由

- 作成例(41条) この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 文部科学大臣の解散命令

## ① 解散事由についての規定

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	637	188	825
1	規定なし	6	0	6
	合 計	643	188	831

調査数:大・短637/高188

No.	解散事由	大・短	高	合計
1	作成例と同じ項目がすべて入っている(私学 法50条1項1号・3~6号)	588	185	773
2	理事会・評議員会の議決(同意)+私学法50 条1項3~6号	8	1	9
3	私立学校法第50条第1項第1・3号	5	0	5
4	理事会・評議員会の議決(同意)+私立学校 法第50条第1項第2~6号	9	1	10
5	理事会の議決(同意)+私立学校法第50条第 1項第2~6号	4	0	4
6	解散に関する法定の事由が生じたとき	1	0	1
7	その他	22	1	23
	合 計	637	188	825

#### 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短22/高1

7,111,111			
その他の解散事由	大・短	高	合計
「6」+理事会、評議員会の議決	2	0	2
「6」+理事総数の2/3以上議決	1	0	1
理事総数の2/3以上同意+評議員会の2/3以上議決	1	0	1
私学法第50条第1項1.3~5号の内容	1	0	1
私学法第50条第1項1.6号の内容	1	0	1
私学法第50条第1項3~6号の内容	1	0	1
私立学校法第50条1項1.5.6号の内容記	1	0	1
私立学校法第50条1項1.3.4号の内容	1	0	1
私立学校法第50条第1項第1.4~6号の項目の列記	1	0	1
私立学校法第50条第1項第3号から6号の事由によ	3	0	3
って解散する	3	U	3
法定の解散事由が発生しなければ解散することが	1	0	1
できない	1		1
出席評議員の2/3以上の同意	1	0	1
理事会、評議員会の議決	1	0	1
理事会の議決+目的たる事業の成功の不能	1	0	1
理事会の議決+目的とする事業が成功不能+文部	1	0	1
科学省の解散命令	1		1
理事全員の同意+文部科学大臣認可	1	0	1
理事全員の同意+評議員の2/3以上同意+私立学			
校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事			
由、また目的たる事業の成功不能に因る解散の認	1	0	1
定を請求するには、理事2/3以上の同意及び評議			
員会の議決がなければならない			
理事全員の同意+評議員会の意見	2	0	2
宗教区長の同意+理事総数の2/3以上議決+評議	0	1	1
員会の議決+都道府県教育長認可	U	1	1
合 計	22	1	23

# ② 理事の同意による解散議決数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	634	187	821
1	規定なし	9	1	10
	合 計	643	188	831

調査数:大・短634/高187

No.	議決数	大・短	高	合計
1	理事総数の2/3以上+評議員会の議決(法定)	562	181	743
2	理事総数の2/3以上	33	4	37
3	理事総数3/4以上+評議員会の議決(同意含む)	10	0	10
4	理事全員の同意を要するもの	3	0	3
5	理事総数の3/4以上	3	0	3
6	出席理事の2/3以上	2	0	2
7	その他	21	2	23
	合 計	634	187	821

#### 【No.7 その他の内訳】

調査数:大・短21/高2

その他議決数	大・短	高	合計
理事全員が出席した理事会において2/3以上の議決	1	0	1
出席理事の2/3以上議決+評議員会の議決	1	0	1
出席理事の2/3以上議決+評議員会の意見	1	0	1
出席理事の2/3以上議決+出席評議員の2/3以上議決	1	0	1
理事総数の2/3以上議決+(あらかじめ)評議員会 の意見	3	0	3
理事総数の2/3以上議決+顧問会議の同意	1	0	1
理事総数の3/4以上議決+評議員総数の3/4以上議決 +日本基督教団総会の承認	1	0	1
出席理事の3/4以上議決+出席評議員の3/4以上議決	0	1	1
理事総数の4/5以上議決+評議員会の議決	2	1	3
理事会、評議員会の議決	1	0	1
出席理事全員の同意+評議員の意見	1	0	1
理事全員の同意+評議員総数の2/3以上同意	2	0	2
理事全員の同意+評議員総数の3/4以上同意	1	0	1
理事全員の同意+評議員総数の4/5以上同意	1	0	1
理事全員の同意+出席評議員の3/4以上議決	2	0	2
理事全員の同意+評議員総数の3/4以上議決	1	0	1
理事全員の同意+評議員の意見	1	0	1
숌 計	21	2	23

## ③ 目的たる事業の成功の不能による解散議決数

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	612	186	798
1	規定なし	31	2	33
	合 計	643	188	831

調査数:大・短612/高186

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の2/3以上	520	124	644
2	理事総数の2/3以上	48	60	108
3	理事総数の2/3以上+評議員会の議決(同意 含む)	18	0	18
4	出席理事の2/3以上+評議員会の議決(同意 含む)	8	1	9
5	理事総数の3/4以上	4	0	4
6	理事全員の同意を要するもの	0	0	0
7	理事総数3/4以上+評議員会議決(同意含む)	0	0	0
8	その他	14	1	15
	合 計	612	186	798

#### 【No.8 その他の内訳】

調査数:大・短14/高1

その他議決数	大・短	高	合計
出席理事の3/4以上議決	2	0	2
出席理事の4/5以上議決	1	0	1
理事全員の同意+評議員総数の4/5以上議決	1	0	1
理事総数の2/3以上議決+顧問会議の意見	2	0	2
理事総数の4/5以上議決	0	1	1
出席理事の3/4以上議決	1	0	1
出席理事の3/4以上議決+出席評議員の3/4以	1	0	1
上議決	1		1
出席理事の4/5議決	1	0	1
評議員会関連団体の意見+理事総数の3/4以   上議決	1	0	1
理事会、評議員会議決	1	0	1
理事会の議決+評議員会の同意	1	0	1
理事総数の3/4以上が出席した理事会におい て3/4以上議決	2	0	2
合 計	14	1	15

## 41-2 解散に係る認可・認定の規定の有無

■ 作成例(41条) 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、 同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を 受けなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	625	187	812
1	規定なし	18	1	19
	合 計	643	188	831

# 調査42 残余財産の帰属者

■ 作成例(42条) この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。) における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社 団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	638	188	826
1	規定なし	5	0	5
	合 計	643	188	831

調査数:大・短638/高188

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の2/3以上	475	112	587
2	理事総数の2/3以上	89	69	158
3	理事総数の2/3以上+評議員会の議決(同意 含む)	18	0	18
4	出席理事の2/3以上+評議員会の議決(同意 含む)	8	1	9
5	理事全員の同意を要するもの	1	0	1
6	理事総数の3/4以上	1	0	1
7	理事総数の3/4以上+評議員会の議決(同意 含む)	3	0	3
8	議決数なし	23	2	25
9	その他	20	4	24
	合 計	638	188	826

#### 【No.9 その他の内訳】

調査数:大・短20/高4

その他議決数	大・短	高	合計
出席理事の議決+評議員総数の2/3以上議決	1	0	1
評議員会、関係団体の意見+出席理事の3/4以上	1	0	1
議決	1	0	1
評議員会の議決+宗教法人の承認	1	0	1
理事会、評議員会の議決	2	0	2
理事会選定+評議員会の意見	1	0	1
理事会選定+評議員会の議決	1	0	1
理事会選定+評議員会の承認	1	0	1
理事総数の2/3以上出席、その3/4以上議決	1	1	2
理事総数の過半数	1	0	1
解散時の理事2/3以上	1	0	1
解散処理委員会を設置し、その2/3以上議決	1	0	1
出席理事の過半数議決	0	1	1
出席理事の3/4以上議決	2	0	2
出席理事の4/5議決	1	0	1
出席理事全員の同意	1	0	1
評議員総数の3/4以上同意	1	0	1
理事総数の2/3以上議決+評議員会の意見	1	0	1
理事総数の2/3以上議決+評議員会の特別議決	1	0	1
理事総数の過半数	1	0	1
理事総数の4/5以上議決	0	1	1
議決に関する規定なし、残余財産は、浄土真宗	0	1	1
本願寺派系の学校法人に帰属する		1	1
合 計	20	4	24

# 調査43 合併

■ 作成例(43条) この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	625	187	812
1	規定なし	18	1	19
	合 計	643	188	831

調査数:大・短625/高187

No.	議決数	大・短	高	合計
1	理事総数の2/3以上(法定)	564	182	746
2	理事総数の2/3以上+評議員会の議決	37	3	40
3	出席理事の2/3以上	5	1	6
4	理事総数の3/4以上	6	0	6
5	理事全員の同意を要するもの	0	0	0
6	その他	13	1	14
	合 計	625	187	812

【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短13/高1

その他議決数	大・短	高	合計
出席理事の2/3以上議決+出席評議員の2/3以 上議決	2	0	2
出席理事の3/4以上	1	0	1
出席理事の3/4以上議決+出席評議員の3/4以 上議決	1	0	1
出席理事の4/5以上	1	0	1
理事会、評議員会の議決	1	0	1
理事全員の同意+評議員総数の4/5以上議決	1	0	1
理事全員の同意+評議員総数の2/3以上同意	2	0	2
理事総数の2/3以上議決+評議員会の議決	1	0	1
理事総数の2/3以上議決+評議員会の意見	1	0	1
理事総数の3/4以上議決+評議員総数の3/4以 上議決	1	0	1
理事総数の4/5以上	1	1	2
合 計	13	1	14

# 調査44 寄附行為の変更

## 44-1 寄附行為の変更手続の規定と議決数

■ 作成例(44条) この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事 の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	642	188	830
1	規定なし	1	0	1
	合 計	643	188	831

調査数:大・短642/高188

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の2/3以上	460	111	571
2	理事総数の2/3以上	103	71	174
3	理事総数の2/3以上+評議員会(同意も含む)	41	1	42
4	出席理事の2/3以上+評議員会(同意も含む)	15	3	18
5	理事総数の3/4以上	1	0	1
6	理事総数の3/4以上+評議員会(同意も含む)	3	0	3
7	出席理事の過半数	0	1	1
8	あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会 の議決を得て、文部科学大臣の認可を受け なければならない。ただし、この寄付行為 の変更に関する重要な事項については、評 議員会の承認を要する	2	0	2
9	その他	17	1	18
	合 計	642	188	830

#### 【No.9 その他の内訳】

調査数:大・短17/高1

その他議決数	大・短	高	合計
出席評議員の2/3以上同意	1	0	1
出席理事の3/4以上議決	3	0	3
出席理事の4/5議決	1	0	1
評議員会の特別議決	1	0	1
理事会の議決	1	0	1
理事会の議決+評議員の意見	1	0	1
理事会の議決+評議員総数の2/3以上出席した 評議員会における評議員総数の2/3以上議決	1	0	1
理事全員の同意+評議員の議決	1	0	1
理事総数の2/3以上が出席した理事会において その3/4以上議決	1	0	1
理事総数の過半数	1	0	1
出席理事の2/3以上議決+評議員の意見	1	0	1
出席理事の3/4以上議決+出席評議員の3/4以 上議決	2	0	2
出席理事の4/5以上	1	0	1
評議員の意見+理事総数の2/3以上議決+ただし寄附行為一部は、いかなる場合にもこれを変更することはできない	1	0	1
理事総数の2/3以上が出席した理事会における 出席理事の3/4以上議決	0	1	1
合 計	17	1	18

#### 44-2 届出事項の変更の規定と議決数

■ 作成例(44条) 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、 文部科学大臣に届け出なければならない。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	629	186	815
1	規定なし	14	2	16
	合 計	643	188	831

調査数:大・短629/高186

No.	議決数	大・短	高	合計
1	出席理事の4/5以上	2	0	2
2	出席理事の3/4以上	1	0	1
3	出席理事の2/3以上	479	125	604
4	出席理事の過半数	1	2	3
5	理事総数の2/3以上が出席した理事会におい てその3/4以上議決	1	0	1
6	理事総数の3/4以上	2	0	2
7	理事総数の2/3以上	92	57	149
8	理事総数の過半数	1	1	2
9	出席理事の3/4以上+出席評議員の3/4以上議 決	2	0	2
10	出席理事の2/3以上+評議員会の議決(同意 も含む)	8	1	9
11	理事総数の3/4以上+評議員会の議決(同意 も含む)	2	0	2
12	理事総数の2/3以上+評議員会の議決(同意 も含む)	25	0	25
13	理事会+評議員総数の2/3以上が出席した評 議員会における評議員総数の2/3以上議決	1	0	1
14	理事全員の同意+評議員会の議決	1	0	1
15	あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の 議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなけ ればならない。ただし、この寄付行為の変更 に関する重要な事項については、評議員会の 承認を要する	2	0	2
16	議決数なし	9	0	9
	合 計	629	186	815

## 調査45

# 書類および帳簿の備付

- 作成例(45条) この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿 を、常に各事務所に備えて置かなければならない。
  - (1) 役員及び評議員の履歴書
  - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
  - (3) その他必要な書類及び帳簿

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	585	183	768
1	規定なし	58	5	63
	合 計	643	188	831

調査数:大・短585/高183

No.	書類の内容	大・短	高	合計
1	寄附行為	22	12	34
2	役員及び評議員の名簿	65	40	105
3	役員及び評議員の履歴書	578	183	761
4	収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類	575	181	756
5	その他必要な書類及び帳簿	576	182	758
6	その他	12	6	18
	合 計	1,828	604	2,432

※ 複数回答

【No.6 その他の内訳】

調査数:大・短12/高6

その他書類	大・短	高	合計
理事会及び評議員会の議事録、 各年度の予	1	0	1
算及び決算の書類	1	U	1
理事会及び評議員会の議事録	1	5	6
役員に対する報酬等の支給基準	4	0	4
官公署往復書類	2	0	2
学校経営に関する諸規程、官公署往復書類	1	0	1
学園諸規定	1	0	1
その他理事長が別に定める書類及び帳簿	1	0	1
学校経営に関する諸規程	1	0	1
教師会の会員名簿	0	1	1
合 計	12	6	18

# 調査46 公告の方法

#### ■ 作成例(46条) この法人の公告は、○○学園の掲示場に掲示して行う。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	641	188	829
1	規定なし	2	0	2
	合 計	643	188	831

調査数:大・短641/高188

No.	掲示方法	大・短	高	合計
1	掲示場(板)	634	186	820
2	新聞掲載	11	4	15
3	機関誌・学報・広報誌	6	0	6
4	主たる事務所	1	1	2
5	宗報	1	0	1
6	従たる事務所	0	0	0
7	官報	1	0	1
8	理事長が定める方法	1	0	1
9	法人ホームページ	4	0	4
10	電子公告	0	1	1
11	その他の方法	1	0	1
	合 計	660	192	852

※ 複数回答

# 調査47 施行細則

■ 作成例(47条) この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置 する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無		高	合計
ア	規定あり	635	187	822
1	規定なし	8	1	9
	合 計	643	188	831

調査数:大・短635/高187

No.	制定権者	大・短	高	合計
1	理事会が定める	624	186	810
2	評議員会の意見を聞いて理事会決定	5	1	6
3	理事長が定める	0	0	0
4	別に定める	2	0	2
5	その他	4	0	4
	合 計	635	187	822

#### 【No. 4 その他の内訳】

調査数:大・短4/高0

その他制定権者	大・短	高	合計
理事総数2/3以上の同意ある議決+評議員会	1	0	1
議決	1		1
評議員会が定める	1	0	1
法令及び寄附行為細則の定めるところによる	1	0	1
施行に必要な細則=評議員会意見+理事会が			
定める	1	0	1
管理運営に関して=理事会が定める			
合 計	4	0	4

## 調査48

# 責任の免除

■ 作成例(○条) 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	550	108	658
1	規定なし	93	80	173
	合 計	643	188	831

調査数:大・短550/高108

No.	規定の内容	大・短	高	合計
1	作成例どおり	413	89	502
2	損害賠償責任を複数条にわたり定めている	41	5	46
3	損害賠償責任に関して章が別に設けられている	86	14	100
4	1+ただし、評議員の1/10以上の異議がある場合は認められない	3	0	3
5	責任の一部免除として規定	3	0	3
6	その他	4	0	4
	合 計	550	108	658

#### 【「2」「3」 責任の免除以外の条見出し例】

役員(法人・学園)の(損害賠償)責任
役員の学校法人(この法人・本法人)に対する損害賠償責任
役員(理事)が自己のためにした取引に関する特則
役員の第三者に対する損害賠償責任
役員の連帯責任
役員(法人・学園)の(損害賠償)責任
役員の学校法人(この法人・本法人)に対する損害賠償責任
役員の義務及び責任
代表者の行為についての損害賠償責任

## 調査49 責任限定契約

- 作成例(○条) 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、
  - A 金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と 私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する
  - B 法律の規定に基づく最低責任限度額との
  - C いずれか高い額を限度とする旨の契約を 非業務執行理事等と締結することができる。

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	511	93	604
1	規定なし	132	95	227
	合 計	643	188	831

#### 【規定の内容】

A:金額の範囲(以上、以下、~を限度等)であらかじめ定めた額

B: 法律の規定に基づく最低責任限度額

C:いずれか高い額(比較)

調査数:大・短511/高93

	A (金額の範囲)	B(最低責任 限度額)	C(比較)	大・短	高	合計
1	○○円以上であらか じめ定めた額と	法定の最低 責任限度額の	いずれか 高 い 額	391	72	463
2	○○円以下で(又は ○○円を限度に)あ らかじめ定めた額と	法定の最低 責任限度額の	いずれか 高 い 額	10	2	12
3	年収の2倍(法定の 最低責任限度額)を 上限にあらかじめ定 めた額と	法定の最低責任限度額の	いずれか 高い額	48	0	48
4	○○円と(金額の範囲 なし、あらかじめ定め た額なし)	法定の最低 責任限度額の	いずれか 高 い 額	6	4	10
5	(金額なし) あらか じめ定めた額と	法定の最低 責任限度額の	いずれか 高 い 額	16	10	26
6	「年収の2倍(法定 の最低責任限度額) を限度とする」のみ	なし	なし	38	3	41
7	その他	_	_	2	2	4
		·	合 計	511	93	604

#### 【1 ○○円以上の金額】

調査数:大・短391/高72

〇〇円以上	大・短	高	合計
0円	6	2	8
1円	4	5	9
1万円	12	11	23
1.5万円	1	0	1
2万円	0	2	2
3万円	2	0	2
5万円	7	1	8
6万円	1	2	3
8万円	1	0	1
9万円	0	1	1
10万円	85	16	101
12万円	5	1	6
15万円	3	1	4

(つづき)〇〇円以上	大・短	高	合計
16万円	1	1	2
18万円	0	1	1
20万円	23	7	30
24万円	3	0	3
30万円	14	1	15
36万円	4	0	4
40万円	6	0	6
46.5万円	1	0	1
48万円	2	0	2
50万円	35	4	39
52万円	1	0	1
55万円	1	0	1
58万円	1	0	1
60万円	16	1	17
66万円	1	0	1
70万円	1	0	1
80万円	3	0	3
90万円	2	0	2
92万円	1	0	1
100万円	100	8	108
120万円	10	2	12
130万円	1	0	1
140万円	2	0	2
144万円	1	1	2
150万円	2	0	2
160万円	2	0	2
168万円	1	0	1
180万円	1	0	1
200万円	10	1	11
240万円	5	0	5
250万円	1	0	1
290万円	1	0	1
300万円	3	2	5
350万円	1	0	1
400万円	1	0	1
480万円	1	0	1
492万円	1	0	1
500万円	0	1	1
680万円	1	0	1
1,000万円	2	0	2
役員報酬の2年分以上	1	0	1
合 計	391	72	463

## 【2 ○○円以下(限度)の金額】

調査数:大・短10/高2

	〇〇円以下		大・短	高	合計
5万円			1	0	1
10万円			2	1	3
20万円			1	0	1
100万円			5	1	6
120万円			1	0	1
		合 計	10	2	12

# 調査50 学園(院)長・名誉職

#### ■ 作成例(なし)

#### | 50-1 | 学園(院)長設置に関する規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	120	22	142
1	規定なし	523	166	689
	合 計	643	188	831

## 50-2 名誉職

# ① 設置に関する規定の有無

調査数:大・短643/高188

	規定の有無	大・短	高	合計
ア	規定あり	192	39	231
1	規定なし	451	149	600
	合 計	643	188	831

調査数:大・短192/高39

No.	名誉職名	大・短	高	合計
1	顧問	165	35	200
2	参与	17	2	19
3	相談役	11	2	13
4	名誉理事	6	3	9
5	総長(理事長がいる場合)・会長	22	0	22
6	別に定める	0	0	0
7	その他	26	6	32
	슴 計	247	48	295

※ 複数回答

#### 【No.7 その他の名誉職】

(常任)参与	
(名誉・特別・常任) 顧問	
名誉(学園長・理事長・会長・総長・評議員)	
副総長	
総長代行	
副学園長	
校友	
理事長補佐	
学園(副)総長	
総裁	

# ② 名誉職の任期

調査数:大・短192/高39

	名誉職の任期	大・短	高	合計
Α	2年	9	2	11
В	3年	21	1	22
С	4年	11	3	14
D	5年	0	0	0
Е	任期の規定なし	144	30	174
F	1年	7	2	9
G	その他	8	1	9
	合 計	200	39	239

※ 複数回答

## 【G その他の年数】

理事長が定める
別に定める
充て職 (在任期間)
終身
本人の辞意が理事会にて表明+理事会承認
任期はそれぞれに定める

# 第3回 学校法人寄附行為の調査研究報告書

**一 法令の改正に合わせ現状に即したものにするために 一** 

調査期間 2020年10月~2021年9月

発 行 日 2022年6月20日

企画編集 公益社団法人私学経営研究会

〒532-0011

大阪市淀川区西中島6丁目11-25 第10新大阪ビル701号

TEL: 06-6795-9969 FAX: 06-6795-9930

E-mail: skk@sikeiken.or.jp

#### © 公益社団法人 私学経営研究会 2022

この著作物の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

落丁・乱丁はお取替えいたします。